

東広島市地域強靱化計画

東 広 島 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 基本目標.....	5
2 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	6
第3章 東広島市の地域概況	7
1 自然的条件.....	7
2 社会的条件.....	10
3 災害環境.....	11
第4章 検討の流れ	15
1 事前に備えるべき目標.....	16
2 リスクシナリオ（最悪の事態）等の設定.....	17
第5章 脆弱性評価と推進方針	20
1 直接死を最大限防ぐ.....	21
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	34
3 必要不可欠な行政機能は確保する.....	53
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	56
5 経済活動を機能不全に陥らせない.....	60
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の 被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる.....	65
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	75
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	90
第6章 施策の重点化	95
1 重点化の考え方.....	95
2 重点化する項目.....	96
第7章 計画の推進と進捗管理	97
1 推進体制.....	97
2 計画の進捗管理と見直し.....	97

附属資料.....98

1 東広島市地域強靱化計画策定の過程..... 98

 (1) 東広島市地域強靱化計画審議会..... 98

 ● 東広島市地域強靱化計画審議会委員名簿..... 98

 ● 審議経過..... 99

 ● 東広島市地域強靱化計画審議会規則..... 100

 (2) パブリックコメント（意見公募）..... 102

2 用語解説（50 音順）..... 103

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市では、『平成30年7月豪雨』において、多くの尊い命が失われるとともに、市内各所で被害が発生するなどこれまでに経験したことのない被害を受けるとともに、遠くない将来には南海トラフ地震等が発生すると予測されており、いつ起こるかわからない自然災害等への備えが喫緊の課題となっています。

また、長年にわたって整備されてきた各種の公共施設の老朽化対策も極めて大きな課題となっています。

このような中、国においては、平成25（2013）年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）を公布・施行し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めました。この基本法に基づき、平成26（2014）年6月には国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国計画」という。）を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。さらに、策定から約5年が経過したことから、平成28（2016）年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30（2018）年12月に国計画の見直しを行いました。

また、県においても、このような国の動きに合わせて、各分野における防災・減災に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針となるべき計画として、平成28（2016）年3月に「広島県強靱化地域計画（以下「県計画」という。）」を策定し、施策の推進を図っています。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組みのみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化の取組みを推進していくことが重要となります。

本市においても、これら国、県の動きと一体となって「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを進めていくため、「東広島市地域強靱化計画」を新たに策定するものです。

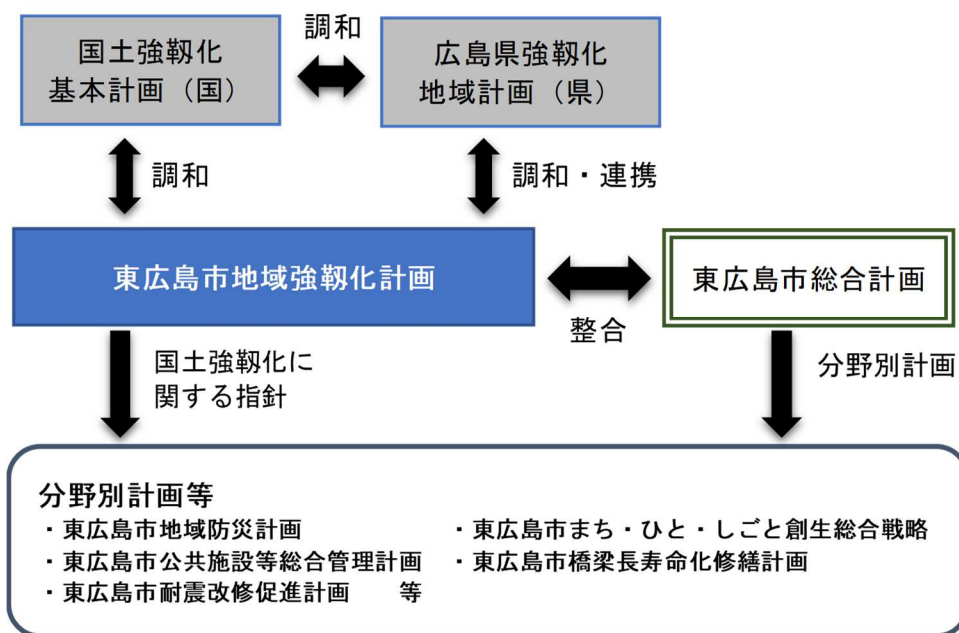
2 計画の位置づけ

(1) 東広島市総合計画及び分野別・個別計画との関連

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、本市の市政運営の指針である「東広島市総合計画」との整合性を図るとともに、「東広島市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画と位置づけます。

また、基本法第14条の規定に基づき、国計画と調和を保つとともに、先行して策定された県計画と調和・連携を図るものとします。

■ 東広島市地域強靱化計画の位置づけ ■

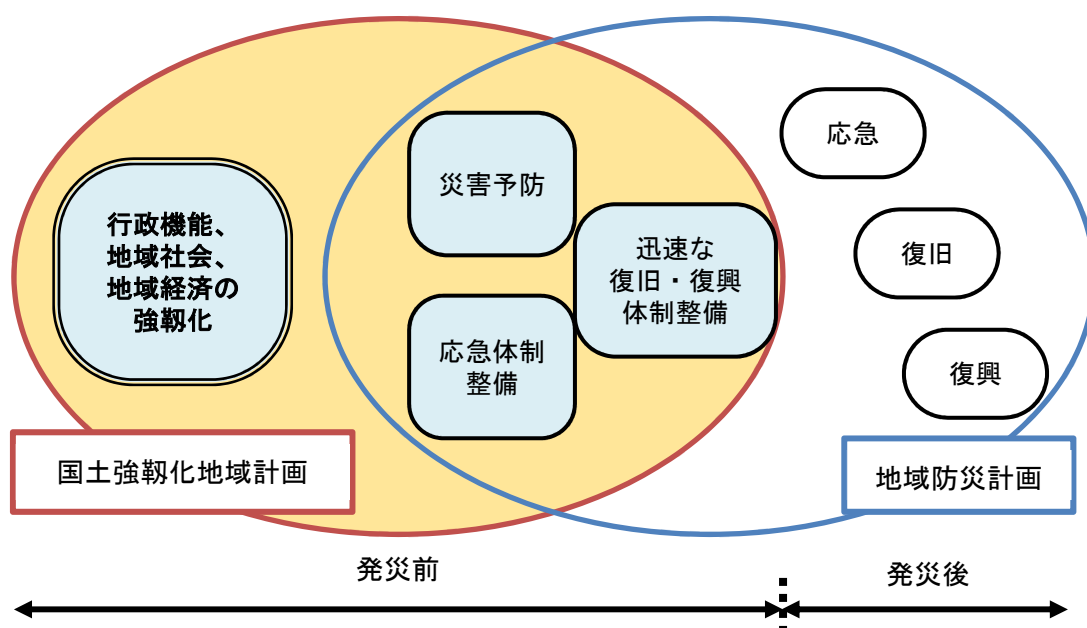


(2) 地域防災計画との関係

本市では、災害対策基本法に基づき「東広島市地域防災計画」を策定し、地震・津波、風水害等の災害の種類ごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項を定めています。

一方で、本計画は、災害の種類ごとに対策を定めたものではなく、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、様々な自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチで、「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげ、持続的に展開していこうとするものです。

■ 「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ ■



(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市では、「東広島市SDGs未来都市計画」において、令和12（2030）年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット等を示すとともに、SDGsの推進に資する取組みを通じて、SDGsの達成に貢献することとしており、本計画においても本市の国土強靱化の取組みを推進することで「11 住み続けられるまちづくりを」を中心としたSDGsの達成に貢献していくものとします。



(4) その他のリスク事案との関係

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、様々な自然災害等を対象としたものです。

そのため、弾道ミサイルの飛来や地域においてテロの発生、武力攻撃事態等に対しては、「東広島市国民保護計画」（平成19年2月策定）において、国民保護措置に関する基本方針を定めています。

また、現在全世界で新型コロナウイルス感染症の爆発的な流行が起こり、本市においても市民の生命や健康を保護し、生活や地域経済への影響を最小にするために様々な取り組みを行っています。これらの感染症対応については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、感染症対策の計画や措置等を定めることになっており、本市においても「東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を準用する形で対応していますが、今後は法改正等の動向を注視していく中で、その対応方針を定める必要があります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度とします。

その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとします。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針に則り、次の4つの基本目標を設定し、自然災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた施策を推進します。

I. 人命の保護が最大限図られること

II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

III. 市民の財産及び公共施設の被害の最小化に資すること

IV. 迅速な復旧復興に資すること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

本計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する様々な自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進します。

(1) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と、訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(2) 効率的な施策の推進

- 気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱化確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

第3章 東広島市の地域概況

1 自然的条件

(1) 概要、位置

本市は、昭和49（1974）年に西条町、八本松町、志和町、高屋町の4町の合併により誕生しました。その後、平成17（2005）年2月7日、旧東広島市が賀茂郡黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、豊田郡安芸津町と合併し、新・東広島市としてスタートしています。

新・東広島市（市庁舎）は、広島県の中央部、東経132度44分37秒、北緯34度25分37秒に位置し、標高214.26m、面積635.16km²で、広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、安芸高田市、安芸郡熊野町、世羅郡世羅町に接しています。

(2) 地勢等

① 地勢

本市は、その多くが賀茂台地と呼ばれる平均標高200mの台地上にあり、標高400～700mの山系や山岳から構成されています。これらは急峻なものではなく、比較的傾斜の緩やかな連山となっています。

市の北部は概ね中山間地域に属し、標高約922mの鷹ノ巣山、約757mの天神嶽などにより、広大な林野を形成しています。

一方、瀬戸内海に面し、延長約16kmの海岸線を有している安芸津地域は、平坦地が少なく、沿岸部に形成される市街地と、その後背地に広がる農業集落や山岳地とで構成されているほか、大芝島などの島しょ部を有しています。

② 地質

地質は、大半が中世層からなり、花崗岩類が広く分布しています。花崗岩類は、他の岩石に比べて一般に風化、浸食されやすいため、砂質土壌の分布が多くなっています。

このため、雨水の貯留作用が乏しく、大雨時には土砂崩れが発生しやすくなっています。

③ 気候

気候は、瀬戸内海気候型に属し、温暖であり、ここ10年間（平成22（2010）年から令和元（2019）年）における年間平均気温は13.9℃、年間平均降水量は1518.9mmです。

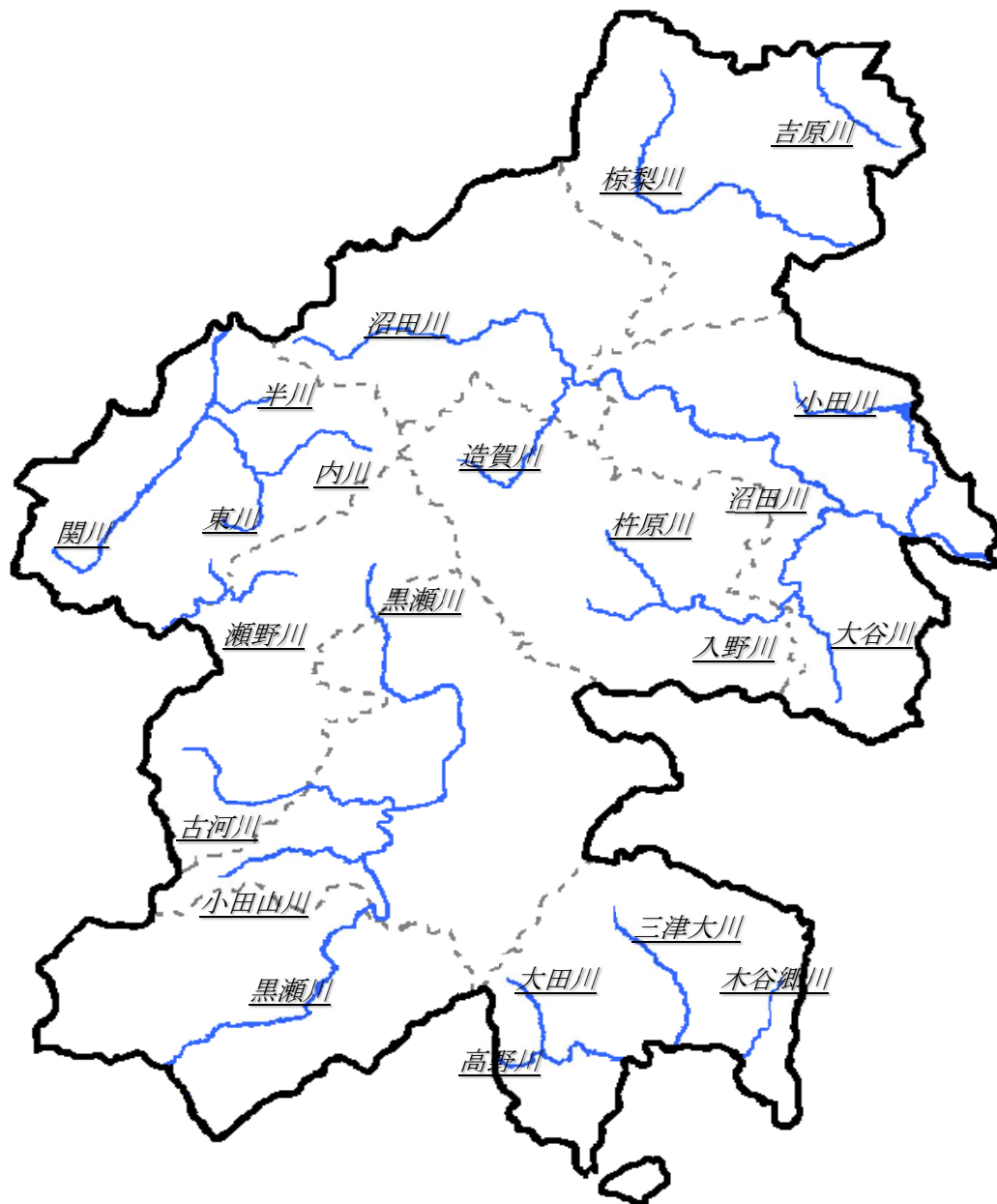
しかし、北部地域は、概して低温多雨で積雪寒冷な山間部特有の気候であり、初雪は12月上旬頃、終雪は3月下旬頃、初霜は10月中旬頃、終霜は5月上旬頃となっています。

④ 河川

市域では、1級河川太田川水系の関川等が志和町から広島市へ流れ、2級河川では、黒瀬川水系の黒瀬川が八本松町を流れる深堂川、西条町を流れる中川等と合流して西条町から黒瀬町を抜け呉市へ流れています。沼田川水系の沼田川が、豊栄町・河内町を流れる棕梨川、高屋町を流れる入野川と合流して福富町から河内町を流れています。高野川、三津大川は、安芸津町をそれぞれ流れ、これらはすべて瀬戸内海へ流入しています。また、1級河川の江の川水系の吉原川が豊栄町から山陰方面に流れており、江の川に合流して日本海へ流入しています。

このほかにも多くの河川が市域を流れており、これらは、貴重な水源となるとともに、大雨時には洪水が懸念されます。

■ 市内の河川位置図 ■



⑤ 活断層

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、マグニチュード（M）6.8以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価（第一版）」として平成28（2016）年7月1日に公表しています。

この地域評価では、これまで評価対象とされていなかった本市内に分布する「黒瀬断層」が新たに評価対象として加えられており、詳細はまだ明らかになっていませんが、断層の長さは5 km、地震の規模はM6.0程度、最大震度は震度7（予測震度分布より）と想定されており、注意が必要です。

■ 市内活断層位置図 ■



引用元：政府地震評価推進本部

2 社会的条件

(1) 人口

令和2（2020）年4月30日現在の住民基本台帳における総人口は188,962人で、その推移を見ると、昭和45年以降増加傾向が継続しており、過去40年間で約2倍になっています。年齢階層別で見ると、0～14歳人口割合及び15～64歳人口割合は概ね減少傾向で推移している一方、65歳以上人口割合は一貫して増加傾向で推移し、今後も増加傾向は続くことが予想されます。

(2) 産業

① 工業

業種別の事業所数は、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業の順に多く、これら3業種で全体の約半数を占めています。

② 商業

古くから交通の要衝、物資の集散地として市場を形成し発展してきました。交通基盤の発達に伴う商圈の広域化や消費者ニーズの多様化等により、既存の商店街には、衰退傾向が見られます。

③ 農林水産業

賀茂台地では、水稻が主要な生産物となっています。また、豊栄地域のピーマン、安芸津地域のばれいしょ、びわなどの生産が行われています。しかし、農業人口の減少とともに、担い手の高齢化が目立っています。

水産業では、安芸津地域のカキ養殖、シロウオ漁が行われています。

(3) 交通

① 道路

東西方向では、内陸部の山陽自動車道、国道2号、国道486号と沿岸部の国道185号が幹線道路を形成し、また、南北方向では、国道375号、国道432号、東広島・呉自動車道が主要な幹線道路となっています。このほか、中・四国の拠点空港である広島空港へは山陽自動車道河内インターチェンジ（IC）から5分程度で結ばれ、また、河内ICのほかにも高屋ジャンクション（JCT）・IC、西条IC、志和ICを有するとともに、八本松地区にスマートインターチェンジの整備が決定しています。

② 鉄道・航路

JR山陽新幹線、JR山陽本線が東西の動脈を形成しており、沿岸部ではJR呉線が重要路線としての役割を果たしています。市内には、山陽新幹線東広島駅をはじめ、山陽本線西条駅、寺家駅、八本松駅、西高屋駅、白市駅、河内駅、入野駅、呉線安芸津駅、風早駅があります。

一方、航路では、安芸津港から大崎上島へフェリーが運航しています。

3 災害環境

(1) 風水害等

① 過去の災害の状況

黒瀬川や沼田川など、市内を流れる河川の流域では、河川の増水や越水による浸水被害を懸念される地区が存在しており、平成11（1999）年6月29日などの豪雨災害の際には大きな被害が発生しています。

土砂災害についても、市内には急傾斜地の崩壊や土石流の発生するおそれがある箇所が多数存在しており、過去には台風や梅雨時期の豪雨により被害が発生しています。特に、平成30（2018）年7月の豪雨災害の際には、市内の各地で斜面崩壊が発生し、土石流や河川の氾濫の発生などにより、宅地、農地、ため池などに土砂や流木が流れ込み、数多くの住宅が損壊や浸水の被害を受けたほか、幹線道路や生活道路、鉄道など、公共インフラが寸断されたことにより、市民生活や企業活動が甚大な被害を受けました。

また、安芸津地域では高潮による浸水被害を受けています。

■ 『平成30年7月豪雨』における被災状況 ■



高屋町 宮領地区（山陽自動車道）



志和町 別府地区



河内町 下河内地区（JR山陽本線）



黒瀬町 檜原地区（右岸側）、上保田地区（左岸側）

■ 過去の主な風水害

発生年月日	種別	最大風速 m/s	最低気圧 hp	累加 雨量 mm	備 考
昭和54年6月26日～30日	梅雨			332.0	農作物被害、土木施設被害、死者1名(黒瀬町)
平成元年8月26日～27日	台風17号	16.1	990.5	49.5	農作物被害
平成2年8月22日	台風14号	20.3	980.7	90.5	農作物被害
平成2年9月12日～10月24日	長雨				農作物被害
平成3年9月27日～28日	台風19号	36.0	970.2	7.0	農作物被害、建物被害
平成5年6月28日～7月5日	梅雨			142.0	農作物被害、土木施設被害
平成11年6月29日	集中豪雨			161.5	農作物被害、土木施設被害、かきいかだ被害、行方不明者1名(河内町)
平成11年9月15日	台風16号	12.0	992.0	148.0	農作物被害、土木施設被害
平成16年8月30日	台風16号	12.0	976.0	75.0	家屋被害(高潮による床下・床上浸水)
平成16年9月7日	台風18号	14.0	945.0	45.0	公共施設被害、家屋被害(高潮による床下・床上浸水)
平成22年7月13日～15日	集中豪雨			280.0	農作物被害、農地・農業用施設被害、林業施設被害、土木施設被害、上下水道施設被害、家屋被害(床下・床上浸水)、安芸津支所浸水被害
平成30年7月6日	集中豪雨 (平成30年7月豪雨)			521 (7/5 ～ 7/8)	山地被害、農作物被害、農地・農業用施設被害、林業施設被害、土木施設被害、上下水道施設被害、家屋被害(全半壊、床下・床上浸水)、人的被害(死者20名、行方不明者1名)
令和2年7月14日	集中豪雨			188 (7/13 ～ 7/14)	山地被害、農作物被害、農地・農業用施設被害、土木施設被害、上下水道施設被害、家屋被害(全半壊、床下・床上浸水)、人的被害(死者2名)

② 災害の想定

過去の災害の状況及び地形的、気象的条件及び周囲の状況を考慮すると、本市は、最も発生頻度の高い災害として、台風による暴風、豪雨、高潮、梅雨末期の集中豪雨による河川の氾濫、がけ崩れ、谷川の土石流の流出等が挙げられます。特に、最近の異常気象等により、これまでに類のない局地的・突発的な集中豪雨により激甚な洪水・土砂災害が発生しており、こうした実態を踏まえた対策が喫緊の課題となっています。

そのほか西条地域の中心市街地及びその周辺部は地盤が比較的低く、排水能力が十分でない地域があることから、近年の都市化の進展に伴い内水氾濫による浸水被害が懸念されています。

また、沿岸部にあっては波浪や高潮による浸水が挙げられます。

■ 被害状況（『平成30年7月豪雨』における被害等の状況）

令和元年10月31日時点

〔人的被害・建物被害〕

人的被害					建物被害（住家、非住家）			
死者	関連死	重傷	軽傷	行方不明者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
12人	8人	17人	11人	1人	97戸	8戸	154戸	84戸

〔被害状況内訳〕

	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
建物	101	123	90	117	308	30	53	111	556	1,489
住家	73	94	63	72	212	16	43	80	387	1,040
（全壊）	2	3	4	1	6	2		14	12	44
（大規模半壊）			1	1	1			1		4
（半壊）	4	2	6	2	33	2	2	8	47	106
（一部損壊）	6	1	7	10	3	1	1	13	9	51
（床上）	25	40	17	28	66	5	26	18	207	432
（床下）	36	48	28	30	103	6	14	26	112	403
非住家	28	29	27	45	96	14	10	31	169	449
（全壊）	6	4	4	6	7		1	11	14	53
（大規模半壊）					3				1	4
（半壊）	2	2	3	2	11	1		4	23	48
（一部損壊）		2	3	6	4	6	1	6	5	33
（床上）	14	18	13	26	67	5	7	8	113	271
（床下）	6	3	4	5	4	2	1	2	13	40
インフラ	273	266	301	410	274	186	80	743	734	3,267
道路	37	11	18	30	44	35	21	109	94	399
河川	54	54	36	42	71	37	12	26	320	652
橋梁	2	2	4	2	1				6	17
港湾									2	2
公園	3				1					4
上水	4	6	5	2	11			10	19	57
下水	7			2	3		6	7	3	28
農地	105	115	183	264	77	50	17	439	200	1,450
山地	1		1	3	2			3	1	11
林道	3	41	5	4	10	32	6	7	19	127
農道	11	2	8	24	4	4		23	11	87
水路	12	12	20	8	16	18	5	88	18	197
ため池	31	22	15	26	30	4	12	17	19	176
頭首工	3	1	3	3	3	6	1	13	22	55
農業集落排水設備			3		1			1		5
合計	374	389	391	527	582	216	133	854	1,290	4,756

(2) 地震・津波

① 過去の災害の状況

津波については、本市において過去に大きな被害が生じたことはないものの、平成13（2001）年に発生した芸予地震では、市内でも建物が損壊するなど、被害が発生しています。

② 災害の想定

東日本大震災（平成23（2011）年3月）を踏まえた最新の科学的知見に基づき、県がとりまとめた「広島県地震被害想定調査報告書（平成25（2013）年10月）」では、南海トラフ地震などが発生した場合、地震による揺れと合わせ、被害が甚大となることが想定されています。

また、東海地震及び東南海地震と同時若しくは少しの間隔を開けて発生するなど、その時間差にも幅があることが知られており、地震調査研究推進本部によると、平成31（2019）年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70～80%となっています。

さらに、「黒瀬断層」が市内に分布しているなど活断層型地震のほか、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない状況です。

「東広島市業務継続計画（BCP）【地震編】（平成27（2015）年12月）」で想定地震としている「どこでも起こりうる直下の地震（マグニチュード6.9、最大震度6強）」が発生した場合、建築物被害については、3,671棟の全壊、13,094棟の半壊が想定されており、多くの市内建築物に多大な被害が発生することが予測されています。

人的被害についても、建物の倒壊により、死者213人、負傷者2,940人（うち重傷者352人）の被害の発生が想定されており、多大な人的被害の発生が予測されています。

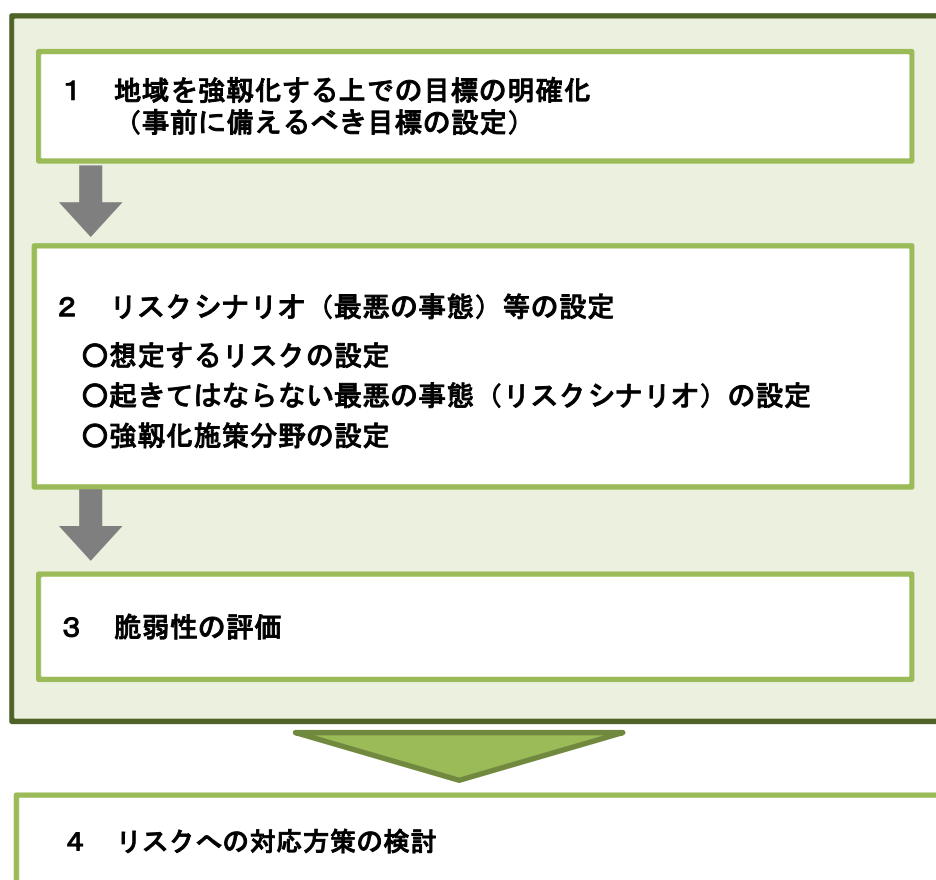
避難所避難者数は、発災当日又は1日後で5,745人の発生が予測されているほか、市内のライフライン等の被災に伴い、停電、ガスの供給停止、断水、トイレの使用不可、電話等の通信遮断、情報システムの停止等の影響が発生することが予想されています。

経済被害については、直接被害で3,925億円の被害の発生が予測されています。

第4章 検討の流れ

国土強靱化の取組みは、本市の特性を踏まえた上で、自然災害等による被害を最小限とするための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきかという「対応方策」を考え、「重点化・優先順位づけ」を行った上で施策を推進していく点に特徴があります。これにより、国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスです。

■ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ ■



1 事前に備えるべき目標

第2章で設定した4つの基本目標に基づき、自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定し、強靱化を推進します。

1 直接死を最大限防ぐ

自然災害による直接死又は重傷を負うことを未然に防ぐことを目指す。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

負傷者に対して迅速に適切な救助・救急・医療措置を行うとともに、被災者・避難生活者がその後の物資等の不足や不十分な避難生活環境のために健康を害することなどを未然に防ぐことを目指す。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

自然災害が発生した直後から被害状況の把握や救助・支援活動等の災害対応機能や非常時優先業務の執行機能など必要不可欠な行政機能を途絶えさせないこと及びそれらの機能強化を目指す。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

防災・災害対応には、関連情報の収集・判断・周知に、テレビ・携帯電話・インターネット・防災行政無線等の情報通信媒体及び各種情報サービス等が不可欠であり、これらの情報通信機能が麻痺せず、常時活用できる状態を目指す。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

エネルギー供給の停止、交通ネットワークの機能停止等した場合においても、地域の経済活動が最大限維持される状態を目指す。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

被災地における安全安心な生活、経済活動を再開し、日常生活を取り戻すために必要なライフラインや交通ネットワーク、防災インフラ等について、被害を最小限にとどめるとともに、早期復旧がなされる状態を目指す。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

自然災害による施設等の被災が要因となり新たに別の災害をもたらすこと（複合災害）や、自然災害により通常の安全性が損なわれている環境で、最初の自然災害とは別の災害が発生し、通常であれば被害を防止することができたものが防げず被害が拡大すること（二次災害）を未然に防ぐことを目指す。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

被災地における生産及び経済活動が、迅速かつ従前より強靱に復興していく状態を目指す。

2 リスクシナリオ（最悪の事態）等の設定

（１）想定するリスク

国計画及び県計画では、南海トラフ地震など、広範囲に甚大な被害をもたらす自然災害を対象としており、本計画においても「自然災害等」全般を対象とし、具体的には以下の自然災害等を想定します。

■ 対象とする自然災害等

主な自然災害等	想定する被害の様相等
洪水	○大雨により、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
高潮	○高潮などにより、海水が堤防を越波、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身・建物被害等が生じる。
土砂災害	○大雨などにより、土石流・地すべり・がけ崩れ等による同時多発的な土砂災害が広範囲で生じ、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。
内水氾濫	○集中豪雨等による大量の雨水の地表滞留、排水路の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及ぶ。
南海トラフ地震・津波	○今後 30 年間の間に 70%～80%の確率で発生するとされている南海トラフに起因するマグニチュード8～9クラスの地震・津波により、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。
活断層地震等 （直下型地震等）	○地震動による建物の倒壊や火災、ライフラインの断絶、地盤の液状化などによる大規模な被害が発生する。
複合災害	○南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や高潮、大型の台風が連続して襲来することなどにより、被害が更に拡大する。

（２）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態に関しては、国計画を参考にしつつ、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして31の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定しました。

なお、次の表内の（★）は、第6章（P 96）で設定した重点化すべき項目に係るリスクシナリオを示しています。

■ 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地・不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生(★)
		1-2	津波等による多数の死者の発生(★)
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(★)
		1-4	土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生(★)
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止(★)
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・介護機能の麻痺(★)
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生(★)
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下(★)
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に必要な情報が不足し、避難行動や救助・支援が遅れる事態(★)
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	道路網が分断する等、交通インフラの長期間にわたる機能停止(★)
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	風評被害や地域コミュニティの衰退、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(3) 強靱化施策分野

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するため、国計画及び県計画を参考として、次のとおり10の個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

■ 東広島市における強靱化施策分野

個別施策分野	① 行政機能	② 消防
	③ 上水道	④ 下水道
	⑤ 都市・地域保全・土地利用	⑥ 保健医療・福祉
	⑦ 情報通信	⑧ 産業構造
	⑨ 交通・物流	⑩ 環境
横断的分野	① リスクコミュニケーション	② 老朽化対策

第5章 脆弱性評価と推進方針

検討段階では、設定した事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（最悪の事態）等を基に、「リスクシナリオ」を縦軸に、「強靱化施策分野」を横軸に配置したマトリクス表を作成し、まず、「起きてはならない最悪の事態を回避」するために必要な取組を洗い出すとともに、個別施策の進捗状況や課題を整理した上で、リスクシナリオごとにとりまとめました（脆弱性評価）。

また、脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針を定め、できる限り進捗状況を示す指標を設定しました。

この章では、リスクシナリオごとの脆弱性評価と施策の推進方針を示します。

■ マトリクス表による脆弱性評価及び推進方針の検討イメージ ■

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野				脆弱性評価	推進方針	
			行政機能	消防	上水道	...			
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	○○○	① リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な取組を整理				脆弱性の評価	推進方針の検討
	1-2	大規模津波等による多数の死者の発生	○○○○	② 個別施策ごとの課題や進捗状況を把握					
	...			○○○○	○○○○				
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1		○○○○	③ リスクシナリオごとに、最悪の事態の回避に向けた既存施策の対応力について分析・評価					
	2-2			○○○○	○○○○				
	...		○○○○		○○○○	○○○○			
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	...		○○○○	④ 脆弱性の評価結果を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために、今後必要な施策を検討				脆弱性の評価	推進方針の検討
	...								

事前に備えるべき目標 1

直接死を最大限防ぐ

リスクナリ 1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地・不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
--------------	--

脆弱性評価のポイント

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

- 市役所本庁舎の耐震化は完了していますが、市有施設（建築物）の概ね半数が築後 30 年以上で老朽化が進んでおり、今後、建替えや大規模修繕を必要とする施設が急増して大きな財政的負担が生じるため、今後の行政需要の変化も勘案した計画的な対応の必要があります。
- 社会教育施設等多くの市民が利用する施設については、そのほとんどが災害時には避難所となることから、非構造部材を含めた施設の安全性の確保対策を推進する必要があります。
- 社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者等が多く利用していることや、福祉避難所^{*}としての役割もあることから、利用者や避難者の安全・安心のため、建物の耐震性の確保や老朽化対策等の必要があります。

(消防体制の整備)

- 消防庁舎の耐震化率は 100%ですが、経年劣化への対応や、緊急車両・資機材の計画的な更新を進め、消防広域応援を含めた消防体制の充実強化を図る必要があります。
- 消防団員数が減少していることからその確保に努めるとともに、消防本部や地域の防災団体と連携した活動の推進を図っていく必要があります。

(火災予防対策の推進)

- 不特定多数が利用する施設の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促していくとともに、住宅用火災警報器未設置の住宅へ設置及び維持管理の促進を図る必要があります。

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

- 住宅を含めた民間建築物について、耐震化を推進する必要があります。また、緊急輸送道路等に面し、地震により倒壊するおそれのあるブロック塀等についても、除却等により避難等に必要な経路を確保する必要があります。
- 緊急輸送道路のほか、緊急車両の進入路や災害発生時に避難場所等へ安全かつ迅速に移動できる避難路など、市街地内の道路交通網の整備強化と併せ、消防水利の整備、防火地域等の指定、土地区画整理、空き家対策、無電柱化等の取組みを推進していく必要があります。

(地域防災力の向上)

- 地域防災力向上のため、引き続き、自主防災組織^{*}の設立・活性化に取り組むとともに、家具固定の促進を図る必要があります。

推進方針

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

○公共施設（建築物）等の耐震化、老朽化対策等

【行政機能、都市・地域保全・土地利用、保健医療・福祉、老朽化対策】

○公共施設（建築物）等については、点検及び診断技術の向上による異常箇所の早期発見に取り組み、機能の維持及び利用者の安全確保を図るとともに、耐震化や老朽化対策を推進することにより、災害時等における倒壊等のリスクの低減を図ります。

- 《主要事業》
- ・地域活動拠点整備事業〔市〕
 - ・小学校施設整備事業〔市〕
 - ・公立保育所等施設整備事業〔市〕
 - ・中学校施設整備事業〔市〕
 - ・市営住宅建設事業〔市〕
 - ・福祉センター管理運営事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
地域センターの耐震化率 (対象施設棟数:43 棟)	86.0% (R1 年度)	92.9% (R7 年度)	地域づくり推進課
公立保育所・認定こども園の耐震化率 (対象施設棟数:43 棟)	60.0% (R2 年度)	100% (R13 年度)	保育課
市営住宅の改修率 (平成 29 年度時点の対象戸数:545 戸)	26.0% (R1 年度)	68.0% (R4 年度)	住宅課
市営住宅(解体予定)の解体戸数 (平成 29 年度時点の対象戸数:153 戸)	14.0% (R1 年度)	20.0% (R4 年度)	住宅課
社会福祉施設等の耐震化率 (対象施設棟数:41 棟)	65.8% (R1 年度)	80.0% (R7 年度)	社会福祉課

(消防体制の整備)

○消防活動拠点の耐災害性強化

【消防】

- 消防施設整備更新計画に基づき、計画的に修繕を行い施設の長寿命化を図ります。
- 食料等を備蓄し、消防活動の長期化に備えます。
- 非常電源を維持管理し、停電時に備えます。

- 《主要事業》
- ・消防庁舎等整備事業及び施設等管理事業〔市〕
 - ・非常食料の備蓄事業〔市〕

○消防力の強化

【消防】

- 「消防車両整備更新計画」に基づき、常備車両を計画的に更新していくことで、消防活動の迅速化を図ります。
- 職員を教育訓練に参加させ、スキルアップを図ります。

- 《主要事業》
- ・消防通信事業〔市〕
 - ・常備消防車両等整備事業〔市〕
 - ・消防職員育成推進事業〔市〕

○消防広域応援体制の整備推進

【消防】

- 災害時に他県から応援に来る緊急消防援助隊*との連携体制の強化等を図ります。

○消防団の充実強化

【消防】

○消防団と自主防災組織※等との顔の見える関係づくりを構築し、連携体制の強化を図るとともに、災害に備える活動体制の浸透を図り、地域防災力の向上を目指します。

○消防団車両及び消防団活動に必要な安全装備品の計画的な配備（更新）を行うとともに、活動拠点となる格納庫については、老朽化した格納庫を順次統廃合し、待機室等を備えた統合格納庫の整備を進めていきます。

《主要事業》 ・消防団活動事業 [市]
・消防団施設等整備管理事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
消防団員充足率(条例定数:1,637 人)	95.0% (R1 年度)	100% (R7 年度)	消防総務課
統合格納庫整備数	26 棟 (R1 年度)	29 棟 (R7 年度)	消防総務課

(火災予防対策の推進)

○不特定多数が利用する施設への消防用設備等の適正な設置推進

【消防】

○年間査察計画に基づき、立入検査・指導を適切に実施することにより、消防用設備等の適正な設置の推進を図ります。また、消防法令違反対象物の公表制度を公正に進めていくため、立入検査の執行管理を適切に行うとともに、立入検査において違反を見逃さない査察員（人材）育成の強化を図ります。

○防火管理講習を通じて、建物関係者の防火防災意識の向上を図ります。

《主要事業》 ・予防事務 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
重大違反対象物の是正率(令和 2 年 4 月時点の重大違反対象件数:102 件)	27.0% (R2 年度)	100% (R7 年度)	予防課

○住宅用火災警報器の設置・維持管理の奨励等

【消防】

○住宅用火災警報器（連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器を推奨）の設置・維持管理に関する広報を推進していきます。

○各家庭で行う地震火災の火災予防対策として次の項目を周知・指導していきます。

- ・住まいの耐震性を確保する。
- ・家具等の転倒防止対策（固定）を行う。
- ・感震ブレーカー※を設置する。
- ・ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない。
- ・住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する。

《主要事業》 ・予防事務 [市] ・地域生活支援事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
住宅用火災警報器の設置率(令和 2 年 7 月 1 日時点の調査対象世帯数:309 世帯)	81.0% (R2 年度)	90.0% (R7 年度)	予防課

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)**○消防水利の整備推進****【消防】**

○火災延焼危険の高い木造密集地域及び消防水利が不足している地域へ耐震性貯水槽※の整備を行います。

《主要事業》 ・ 消防水利事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
水利脆弱地域の耐震性貯水槽※整備数	0 基 (R2 年度)	23 基 (R7 年度)	警防課
木造密集地域の耐震性貯水槽※整備数	0 基 (R2 年度)	2 基 (R7 年度)	警防課

○防火地域等の指定**【都市・地域保全・土地利用】**

○市街地における防災性の向上を図るため、防火地域・準防火地域の指定を検討するとともに、建築物に対する防火対策の指導を適切に行います。

○住宅・民間建築物の耐震化**【都市・地域保全・土地利用】**

○木造住宅の耐震診断・耐震改修については、市民への啓発を行うとともに、既存補助制度の見直しや耐震改修設計に対する補助制度の創設等についての検討を行います。

○緊急輸送道路沿道建築物、広域緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断・耐震改修に関する啓発を行うとともに、補助制度の拡充についての検討を行います。

○ブロック塀等については、広報紙等による安全点検や補助制度の周知を図ることで、危険なブロック塀等の除去等の促進を図ります。

《主要事業》 ・ 木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業 [市]
 ・ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業 [市]
 ・ 広島県広域緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 [県]
 ・ 要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業 [市]
 ・ ブロック塀除却費等補助事業 [市]

○市街地等の防災性向上**【都市・地域保全・土地利用】**

○災害時の消防・救急・救命活動に支障となる狭小道路の改善、物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び避難場所等へ向かう幹線道路網の形成を行います。

○幹線道路の歩行者の安全確保やバリアフリー化、渋滞解消等による交通処理の円滑化により、都市における人や物資等の円滑な移動の確保を図ります（都市計画道路の整備）。

○公共施設の整備や住環境の向上を図るため、土地区画整理事業を推進します。

○西条第二地区において、地域の安全性・防災力を高めるため、防災機能を有する公園の整備を推進します。

《主要事業》 ・ 街路整備事業 [市] ・ 交通結節点改善事業 [市]
 ・ 八本松駅前土地区画整理事業 [市（県）] ・ 都市公園事業 [市]
 ・ 八本松駅前土地区画整理関連公共事業 [市（県）] ・ 地区計画整備事業 [市]

○空き家対策の推進

【都市・地域保全・土地利用】

○本市が把握している空き家件数は平成28（2016）年度に調査したものであるため、空き家対策計画の見直しに向けて、当該空き家の現状確認と新たな空き家の発生状況の調査等を行います。また、建物倒壊による死傷者等の発生を防止するため、空き家の所有者に対して、適正管理や早期の解体等に関する啓発を行うとともに、建物解体や利活用における補助制度の周知を図ります。

《主要事業》 ・ 空き家対策事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
老朽危険空き家の解体数	—	75 件 (R7 年度)	住宅課

○無電柱化等の推進

【交通・物流】

○災害時に活用する道路の確保のため、必要に応じて市中心部等の無電柱化を進めていきます。

(地域防災力の向上)

○自主防災組織※の充実・強化

【行政機能】

○災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できるよう、各地区に地域防災リーダー※を育成し、自主防災組織※の能力向上を図ります。

《主要事業》 ・ 自主防災活動促進事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
地域防災リーダー※2 名がいる自主防災組織※数	11 地区 (R1年度)	48 地区 (R7 年度)	危機管理課

○防災意識の高揚、家具固定の促進

【リスクコミュニケーション】

○地域防災力の向上及び市民の防災意識の高揚を図るため、広報や出前講座等を通じて、市民へ家具等の転倒防止対策の必要性の周知を図り、家具等の固定促進を図ります。

○地域防災マップ※の作成促進

【リスクコミュニケーション】

○地域の防災意識を高め、地域の危険箇所を把握して適切で速やかな避難行動をとれるように、出前講座等の啓発活動を通じて地域防災マップ※の作成を支援します。

○地域特有の危険箇所の把握と防災意識の醸成のために、地域ごとに危険箇所を把握し、それをワークショップなどで共有の上、地域防災マップ※を作成する取組みの支援を行います。

リスクシナリオ
1-2

津波等による多数の死者の発生

脆弱性評価のポイント

（避難対策の推進）

- 災害の危険が高まった際に市民に命を守るための行動を促すため、各種災害の危険性を示すハザードマップを更新し、出前講座等を通じて、市民への浸透を図る必要があります。
- 要配慮者※に対する避難支援体制の整備等を行うため、避難行動要支援者※名簿の地域との共有及び避難行動要支援者※の個別計画作成の取組みを一層促進する必要があります。

（防災インフラ、農林漁業基盤等の整備）

- 国や県と相互に連携して、各海岸保全施設の情報等を正確に把握・共有し、人命保護の観点から、整備を推進していく必要があります。

（地域防災力の向上）

- 避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波からの避難を確実に行うため、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練等を関係機関と連携して進める必要があります。

推進方針

（避難対策の推進）

○ハザードマップの作成・活用

【行政機能】

- 災害時の地域の危険性を市民に周知するため、土砂災害警戒区域・浸水想定区域等が変更になった場合はハザードマップを更新し、出前講座等を通じて、その周知啓発を行います。

《主要事業》 ・ 防災意識醸成事業（ハザードマップの更新・配布）〔市〕
・ 県事業（ハザードマップ看板の設置（小学校））〔県〕

○避難場所等の指定

【行政機能】

- 津波が想定される安芸津町の避難所では、津波災害に対応していない避難所もあるため、津波災害のおそれがある地域住民に対し、出前講座等を通じて周知を図るとともに、指定避難所以外にも避難場所として高台等の指定を促進します。

○要配慮者※利用施設等の避難確保計画の作成等

【行政機能】

- 要配慮者※利用施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく対象施設に対し、避難確保計画作成や訓練実施の状況の確認を行うとともに、未作成の施設に対しては助言等の支援を行い、避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成を促進します。

《主要事業》 ・ 避難確保計画の作成〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
対象施設における避難確保計画の作成数(令和3年2月1日時点の対象施設:53施設)	37件 (R2年度)	53件 (R7年度)	危機管理課

○避難行動要支援者※避難支援体制の充実

【保健医療・福祉】

○行政、関係機関及び地域が連携した防災・減災対策に取り組むことにより、避難行動要支援者※避難支援体制の強化を図ります。

《主要事業》 ・避難行動要支援者※避難支援プラン〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
避難行動要支援者※避難支援プラン(個別計画)策定率(令和元年度対象名簿登録者数: 2,434名)	42.0% (R1年度)	50.0% (R7年度)	社会福祉課

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

○海岸保全施設の整備推進

【都市・地域保全・土地利用】

○安芸津港海岸及び大芝北・大芝南漁港海岸の背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、利便性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の定期的な点検、計画的な整備及び老朽化施設の補修・改良を進めます。

《主要事業》 ・港湾施設長期保全事業〔市〕 ・治水対策事業(高潮対策)〔市〕
・港湾管理事業〔市〕 ・漁港等管理事業〔市〕

(地域防災力の向上)

○津波避難意識の向上及び訓練の実施

【リスクコミュニケーション】

○出前講座や防災訓練等を通じて、津波被害のおそれのある地域を対象に自主防災組織※等と連携した訓練及び啓発を実施します。

○地域防災マップ※の作成促進〔再掲〕

【リスクコミュニケーション】

○地域の防災意識を高め、地域の危険箇所を把握して適切で速やかな避難行動をとれるように、出前講座等の啓発活動を通じて地域防災マップ※の作成を支援します。

○地域特有の危険箇所の把握と防災意識の醸成のために、地域ごとに危険箇所を把握し、それをワークショップなどで共有の上、地域防災マップ※を作成する取組みの支援を行います。

○災害リスクの周知

【リスクコミュニケーション】

○防災訓練や出前講座及び危険区域居住者への重点啓発等を通じて、災害リスクの周知を行い、地域の防災力の向上、市民の防災意識の高揚及び危機管理意識の向上に努めます。

リスクシナリオ
1-3

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価のポイント

（避難対策の推進）

- 浸水想定区域内の要配慮者※利用施設等の避難確保計画の作成や訓練実施の状況の確認を行うとともに、未作成の施設に対しては助言等の支援を行い、避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成を促進する必要があります。
- 想定される浸水被害区域を周知する必要があります。
- 要配慮者※に対する避難支援体制の整備等を行うため、避難行動要支援者※名簿の地域との共有及び避難行動要支援者※の個別計画作成の取組みを一層促進する必要があります。[再掲]

（浸水対策の推進）

- 水路や河川等の排水能力を超えた地域及び下流河川への排水が追い付かない地域での内水氾濫による浸水被害が発生していることから、1級・2級河川や砂防河川等の整備促進及び内水の排除が困難な地域については、貯留施設等の整備を推進していく必要があります。
- 安芸津町の沿岸地域においては、高潮による浸水被害も発生していることから、低い護岸の改修等を行うとともに、内水を排出する排水機場の設置等を行う必要があります。
- 『平成30年7月豪雨』などの激甚化する自然災害の状況を踏まえ、洪水ハザードマップの浸水想定区域等を考慮し、地域特性に応じた都市居住の安全性の向上を図っていくため、立地適正化計画を見直していく必要があります。

（防災インフラ、農林漁業基盤等の整備）

- 近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、河川護岸の崩壊や越水による被害も多数発生していることから、河川内に堆積した土砂で断面が不足している箇所は、浚渫による河道の確保を行う等、維持管理の強化を図るとともに、計画的な河川の整備を行う必要があります。

（地域防災力の向上）

- 災害から被害を軽減していくため、市民一人ひとりの防災意識を高め、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、防災活動の周知や参画しやすい防災活動の実施、講座等による啓発や防災教育など、各主体における自助・共助の取組みをより一層強化していく必要があります。

推進方針

（避難対策の推進）

○要配慮者※利用施設等の避難確保計画の作成等 [再掲]

【行政機能】

- 水防法の改正により、浸水想定区域内の要配慮者※利用施設等の避難計画の作成と避難訓練の実施が義務されたことを踏まえ、対象施設に対して計画作成や訓練実施の状況の確認を行うとともに、未作成の施設に対しては助言等の支援を行い、避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成を促進します。

《主要事業》 ・避難確保計画の作成 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
対象施設における避難確保計画の作成数(令和3年2月1日時点の対象施設:53施設)	37件 (R2年度)	53件 (R7年度)	危機管理課

○ハザードマップの作成・活用 [再掲]

【行政機能】

○災害時の地域の危険性を市民に周知するため、土砂災害警戒区域・浸水想定区域等が変更になった場合はハザードマップを更新し、出前講座等を通じて、その周知啓発を行います。

- 《主要事業》 ・防災意識醸成事業（ハザードマップの更新・配布）[市]
・県事業（ハザードマップ看板の設置（小学校））[県]

○避難行動要支援者*避難支援体制の充実 [再掲]

【保健医療・福祉】

○行政、関係機関及び地域が連携した防災・減災対策に取り組むことにより、避難行動要支援者*避難支援体制の強化を図ります。

- 《主要事業》 ・避難行動要支援者*避難支援プラン [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
避難行動要支援者*避難支援プラン(個別計画)策定率(令和元年度対象名簿登録者数:2,434名)	42.0% (R1年度)	50.0% (R7年度)	社会福祉課

(浸水対策の推進)

○流域治水の促進

【都市・地域保全・土地利用】

○これまでの河川管理者主体のハード対策と早期避難などのソフト対策を組み合わせた治水対策から、更に一步進めて、国・県・市・企業・住民等あらゆる関係者が、河川区域や氾濫域のみならず集水域を含めた流域全体で対策を行う流域治水の取組みを広島県と連携して促進していきます。

○内水浸水*対策の推進

【都市・地域保全・土地利用、下水道】

○県と連携し内水の放流先河川の整備を促進するとともに、浸水対策の重点地区に設定している地区の雨水幹線の整備や、調整池の新設及び廃止ため池を利用した雨水貯留施設の設置、排水ポンプ施設の設置など、総合的な内水対策を検討し、計画的に実施していきます。

○高潮による浸水区域においては、被害の規模や費用対効果の高い地区から順に整備を行うこととし、まずは風早地区において排水機場の設置や護岸整備を実施していきます。

- 《主要事業》 ・治水対策事業（浸水改善）[市] ・治水対策事業（高潮対策）[市]
・公共下水道事業（雨水）[市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
雨水貯留施設の整備箇所数	0箇所 (R1年度)	3箇所 (R7年度)	河川港湾課
浸水対策整備面積(西条、寺家排水区)	32ha (R1年度)	408ha (R17年度)	下水道管理課

○安全なまちづくりの推進

【都市・地域保全・土地利用】

○立地適正化計画の居住誘導区域には、土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域を含めないこととします。また、立地適正化計画の記載事項として「防災指針」を追加し、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めます。

○市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等の開発を抑制するなど、開発許可の見直しを行います。

《主要事業》 ・立地適正化計画の見直し [市]

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

○河川整備及び管理の推進

【都市・地域保全・土地利用】

○本市が管理する河川については、災害により被災した河川や要望のあった未整備箇所を計画的に整備していきます。

○河川内に堆積した土砂の浚渫については、断面が阻害され河道の確保が必要な箇所の浚渫を実施していきます。

○県管理河川については、県・市が連携することで河川改修事業の促進に努めます。

《主要事業》 ・治水対策事業（河川整備）[市] [県] ・河川維持修繕事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
未整備河川の整備延長(累計)	—	900m (R7年度)	河川港湾課

(地域防災力の向上)

○災害リスクの周知【再掲】

【リスクコミュニケーション】

○防災訓練や出前講座及び危険区域居住者への重点啓発等を通じて、災害リスクの周知を行い、地域の防災力の向上、市民の防災意識の高揚及び危機管理意識の向上に努めます。

○地域防災マップ※の作成促進【再掲】

【リスクコミュニケーション】

○地域の防災意識を高め、地域の危険箇所を把握して適切で速やかな避難行動をとれるように、出前講座等の啓発活動を通じて地域防災マップ※の作成を支援します。

○地域特有の危険箇所の把握と防災意識の醸成のために、地域ごとに危険箇所を把握し、それをワークショップなどで共有の上、地域防災マップ※を作成する取組みの支援を行います。

リスクナラ
1-4

土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価のポイント

（避難対策の推進）

- 災害の危険が高まった際に市民に命を守るための行動を促すため、各種災害の危険性を示すハザードマップを更新し、出前講座等を通じて、市民への浸透を図る必要があります。
- 要配慮者※に対する避難支援体制の整備等を行うため、避難行動要支援者※名簿の地域との共有及び避難行動要支援者※の個別計画作成の取組みを一層促進する必要があります。[再掲]
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者※利用施設等の避難確保計画の作成や訓練実施の状況の確認を行うとともに、未作成の施設に対しては助言等の支援を行い、避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成を促進する必要があります。

（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）

- がけ地の崩壊等によって、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅の移転等を促進していく必要があります。

（防災インフラ、農林漁業基盤等の整備）

- 市内には、土砂災害の発生するおそれのある危険区域が多数ある中で、宅地造成等規制法による大規模盛土造成地も 211 箇所あり、近年の豪雨等の状況や将来予測される大地震を踏まえ、県と密接な連携のもと、砂防堰堤※や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備の促進を図るとともに、滑動崩落防止対策の検討を進める必要があります。また、森林を適正に管理し、治山堰堤※やその下流水路の整備等、森林の公益的機能の維持増進に努めていく必要があります。
- 本市の地質は、花崗岩を主とした酸性岩が広く分布しているため、保水力に乏しい土壌となっており、豪雨や地震に伴って林地の崩壊等による山地災害の発生の危険性が高い特性があります。

（地域防災力の向上）

- 災害から被害を軽減していくため、市民一人ひとりの防災意識を高め、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、防災活動の周知や参画しやすい防災活動の実施、講座等による啓発や防災教育など、各主体における自助・共助の取組みをより一層強化していく必要があります。[再掲]

推進方針

（避難対策の推進）

○ハザードマップの作成・活用 [再掲]

【行政機能】

- 災害時の地域の危険性を市民に周知するため、土砂災害警戒区域・浸水想定区域等が変更になった場合はハザードマップを更新し、出前講座等を通じて、その周知啓発を行います。

- 《主要事業》
- ・防災意識醸成事業（ハザードマップの更新・配布）[市]
 - ・県事業（ハザードマップ看板の設置（小学校））[県]

○避難行動要支援者※避難支援体制の充実【再掲】

【保健医療・福祉】

○行政、関係機関及び地域が連携した防災・減災対策に取り組むことにより、避難行動要支援者※避難支援体制の強化を図ります。

《主要事業》 ・ 避難行動要支援者※避難支援プラン [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
避難行動要支援者※避難支援プラン(個別計画)策定率(令和元年度対象名簿登録者数: 2,434名)	42.0% (R1年度)	50.0% (R7年度)	社会福祉課

○要配慮者※利用施設等の避難確保計画の作成等【再掲】

【行政機能】

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）の改正により、土砂災害警戒区域内の要配慮者※利用施設等の避難計画の作成と避難訓練の実施が義務されたことを踏まえ、対象施設に対して計画作成や訓練実施の状況の確認を行うとともに、未作成の施設に対しては助言等の支援を行い、避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成を促進します。

《主要事業》 ・ 避難確保計画の作成 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
対象施設における避難確保計画の作成数(令和3年2月1日時点の対象施設:53施設)	37件 (R2年度)	53件 (R7年度)	危機管理課

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

○既存建築物等の総合的な安全対策

【都市・地域保全・土地利用】

○災害等による被害を軽減して、死傷者等の発生を防止するため、がけ地近接等危険住宅移転事業・建築物土砂災害対策改修促進事業及びその周知に取り組みます。

《主要事業》 ・ がけ地近接等危険住宅移転事業 [市]
・ 建築物土砂災害対策改修促進事業 [市]

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

○土砂災害防止施設の整備促進

【都市・地域保全・土地利用】

○国・県と連携し、砂防施設及び急傾斜地対策の工事を促進するとともに、市の急傾斜地対策工事等を計画的に進めます。

○花崗岩を主とした酸性岩が広く分布し、保水力に乏しい土壌に覆われているという地質特性を考慮して、防災対策を進めます。

《主要事業》 ・ 砂防事業 [県] ・ 急傾斜地崩壊対策事業 [県]
・ 急傾斜地崩壊対策事業 [市] ・ 小規模崩壊地復旧事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
市が対策工事を行う保全対象家屋の戸数	14戸 (R1年度)	60戸 (R6年度)	河川港湾課

○大規模盛土造成地の変動予測調査の推進

【都市・地域保全・土地利用】

○大規模盛土造成地の変動予測調査を実施し、滑動崩落防止対策を検討していきます。

《主要事業》 ・ 宅地耐震化推進事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画及び中期事業計画の策定	48.0% (R2 年度)	100% (R4 年度)	開発指導課
中期事業計画に基づく第2次スクリーニングの実施	0% (R2 年度)	100% (R7 年度)	開発指導課

○森林の多面的機能の発揮

【都市・地域保全・土地利用・産業構造】

○治山をはじめとした森林の多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業振興、木材生産、里山の保全、林内道路の整備、木質バイオマスなどの森林資源の有効活用など、山林所有者及び森林組合等へ継続して支援を行うとともに、策定予定の森林管理マスタープランにより今後の森林施策の方針を定めます。

○国・県と連携し、治山施設の工事、点検や不具合ヶ所の修繕を促進します。

○治山堰堤※下流の水路について、整備を進めます。

《主要事業》 ・ 森林環境保全事業 [市] ・ 森林経営管理事業 [市]
・ ひろしまの森づくり事業 [市] ・ 賀茂バイオマスセンターの活用推進 [市]
・ 県営治山事業 [県] ・ 治山堰堤※下流水路の整備 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
造林面積	875ha (R1 年度)	1,215ha (R6 年度)	農林水産課

(地域防災力の向上)

○災害リスクの周知 [再掲]

【リスクコミュニケーション】

○防災訓練や出前講座等を通じて、災害リスクの周知を行い、地域の防災力の向上、市民の防災意識の高揚及び危機管理意識の向上に努めます。

○地域防災マップ※の作成促進 [再掲]

【リスクコミュニケーション】

○地域の防災意識を高め、地域の危険箇所を把握して適切で速やかな避難行動をとれるように、出前講座等の啓発活動を通じて地域防災マップ※の作成を支援します。

○地域特有の危険箇所の把握と防災意識の醸成のために、地域ごとに危険箇所を把握し、それをワークショップなどで共有の上、地域防災マップ※を作成する取組みの支援を行います。

事前に備えるべき目標2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ
2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価のポイント

（防災拠点施設等の機能強化）

- 防災拠点となる施設については、エネルギー供給リスクの分散を図るため、自立・分散型電源管路耐震化率の導入、LPガスの活用などエネルギー供給の多様化を促進する必要があります。
- 市内の「道の駅」や避難所等の防災拠点に対して、災害情報の提供、非常用電源設備の確保、食料品や飲料水の備蓄、支援物資の集配など、多面的な防災拠点機能を配備する必要があります。

（水道管の耐震化、供給体制等の整備）

- 管路耐震化率は令和元（2019）年度末時点で12.3%であり、今後は昭和50年代後半以降に布設された管路が法定耐用年数を超過するなど、老朽管が大幅に増加することから、更新・耐震化の促進を図る必要があります。また、人命保護、安全確保の観点から災害拠点病院などの重要給水施設への管路及び基幹管路の耐震化を優先する必要があります。
- 災害の発生に備え、応急給水を避難が想定される地域住民自身で運用できる体制整備を推進するとともに、他水道事業体との、より効果的な応援体制の構築を図っていく必要があります。

（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）

- 災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する必要があります。
- 複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送路を補完する市道等、市街地を含めた道路交通網の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する必要があります。

（災害対応力の強化）

- 備蓄物資について、長期間の供給不足を想定した備蓄体制の検討に取り組むとともに、災害発生時に確実に物資を供給できるよう、平時から民間事業者や県と連携して物資の調達・供給体制の構築を図る必要があります。また、燃料の確保が円滑に実施できるよう、優先的な燃料供給の協定に基づく、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要があります。
- 災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要があります。

（事業継続の取組み推進）

- 現在、住宅用太陽光発電施設の導入率は約9.27%（広島県平均4.57%）となっており、今後、災害時の電力供給遮断などの非常時にも活用できる自立・分散型電源の導入に向けた啓発を強化していく必要があります。

(地域防災力の向上)

○災害発生時は、輸送ルート途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、災害に備えた「自助」の取組みとして、救援物資が届くまで、又は、災害が落ち着くまで生活するのに必要となる物資について、家庭での備蓄を促進する必要があります。

推進方針

(防災拠点施設等の機能強化)

○再生可能エネルギーの導入推進

【行政機能】

○支所・出張所のほか、避難所指定施設等の市有施設について、E S C O事業※などの活用によって再生可能エネルギーの導入や自立分散型の省エネルギー設備の導入を進めます。

○災害等による停電時に、地域の太陽光発電等の電力を地域で融通し合う地域マイクログリッド※構築を研究し、災害に強い地域づくりを促進します。

《主要事業》 ・ E S C O事業※の推進 [E S C O事業※者]
・ 地域マイクログリッド※構築の研究 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
自立分散型エネルギー設備等の設置数	1 箇所 (R2 年度)	11 箇所 (R7 年度)	環境対策課
地域マイクログリッド※の研究件数	0 件 (R2 年度)	1 件 (R7 年度)	環境対策課

○避難所等設備の充実

【行政機能】

○指定避難所となる施設には、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備や、災害情報の入手に資する機器、非常用電源確保のための発電機等の機器を配備する必要があります。そのため、避難所に随時必要な設備、機器を配備していきます。

○保健師による巡回相談を実施し、場合によっては、タブレット端末※で避難者の健康相談を受け付ける体制を構築します。

○災害発生時に避難所のトイレが使用できなくなる事態に備え、マンホールトイレを市内各町の指定避難所 1 箇所に設置します。

《主要事業》 ・ 下水道総合地震対策事業 [市]

○「道の駅」の防災機能の充実

【交通・物流】

○災害時には、駐車場やトイレなど「道の駅」が有する諸施設において、情報の発信、一時避難場所としての活用、支援物資等の集配など様々な防災機能を発揮するため、管理者との緊密な連携体制を構築するとともに、施設機能の充実に図ります。

(水道管の耐震化、供給体制等の整備)**○水道施設の耐震化、老朽化対策****【上水道、老朽化対策】**

- 管路更新計画では、耐震性が低く漏水等の事故率が高い接着継手の硬質塩化ビニル管を優先して更新するとともに、耐震化を図ります。
- 管路耐震化計画では、災害拠点病院などの重要給水施設への管路及び基幹管路を優先して耐震化を図ります。
- 施設更新計画では劣化度や重要度等を基に決定した更新優先度の高い施設から更新・耐震化を図ることとしており、比較的新しい配水池については、別途、劣化補修と併せて耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行います。
- 浄水施設については、水道事業の広域化検討の推移を見据えながら、統廃合の検討を行う必要があり、送・配水施設についても効率的な水運用を行うため、施設の統廃合を進めます。

《主要事業》 ・管路更新（耐震化）事業〔市〕 ・施設更新（耐震化）事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
管路の耐震化率 (全管路延長:1,324km)	12.3% (R1 年度)	16.7% (R6 年度)	工務課

○応急給水体制の整備**【上水道】**

- 応急給水拠点*である市立小中学校への訪問による説明活動、及びそれを前提とした住民自治協議会等地域住民への働きかけを行い、応急給水に対する理解の浸透を進めると同時に応急給水訓練の実施促進を図るとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽*の整備についても検討を行います。

○水道事業相互応援体制等の整備**【上水道】**

- 他水道事業体との応援体制に基づく訓練へ継続して参加することにより、相互応援体制の強化を図ります。

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)**○住宅・民間建築物の耐震化〔再掲〕****【都市・地域保全・土地利用】**

- 木造住宅の耐震診断・耐震改修については、市民への啓発を行うとともに、既存補助制度の見直しや耐震改修設計に対する補助制度の創設等についての検討を行います。
- 緊急輸送道路沿道建築物、広域緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断・耐震改修に関する啓発を行うとともに、補助制度の拡充についての検討を行います。
- ブロック塀等については、広報紙等による安全点検や補助制度の周知を図ることで、危険なブロック塀等の除去等の促進を図ります。

《主要事業》 ・木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業〔市〕
 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業〔市〕
 ・広島県広域緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業〔県〕
 ・要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業〔市〕
 ・ブロック塀除却費等補助事業〔市〕

〇市街地等の防災性向上【再掲】

【都市・地域保全・土地利用】

- 災害時の消防・救急・救命活動に支障となる狭小道路の改善、物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び避難場所等へ向かう幹線道路網の形成を行います。
- 幹線道路の歩行者の安全確保やバリアフリー化、渋滞解消等による交通処理の円滑化により、都市における人や物資等の円滑な移動の確保を図ります（都市計画道路の整備）。
- 公共施設の整備や住環境の向上を図るため、土地区画整理事業を推進します。
- 西条第二地区において、地域の安全性・防災力を高めるため、防災機能を有する公園の整備を推進します。

- 《主要事業》
- ・街路整備事業〔市〕
 - ・八本松駅前土地区画整理事業〔市（県）〕
 - ・八本松駅前土地区画整理関連公共事業〔市（県）〕
 - ・交通結節点改善事業〔市〕
 - ・都市公園事業〔市〕
 - ・地区計画整備事業〔市〕

〇多重型道路ネットワークの整備

【交通・物流】

- 山陽自動車道や国が整備する国道、県が整備する幹線道路などの整備により、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。
- 国・県の道路管理者と連携し、災害時の情報共有等相互に協力できる体制を構築します。
- 国・県・市の整備による災害に強い道路ネットワークの形成を図る高規格道路、街路、市道等の整備を進めることで、重要物流道路と代替補完路の強化や災害時の物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び消防・救急・救命活動並びに避難場所へ向かう道路網の形成を図ります。

- 《主要事業》
- ・スマートIC※の整備〔国（NEXCO）〕
 - ・県が整備する国道・県道の道路事業〔県〕
 - ・交通結節点改善事業〔市〕
 - ・八本松駅前土地区画整理事業〔市（県）〕
 - ・八本松駅前土地区画整理関連公共事業〔市（県）〕
 - ・直轄国道の整備〔国〕
 - ・街路整備事業〔市〕
 - ・地区計画整備事業〔市〕
 - ・幹線市道整備事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
国道・県道整備率(対象路線:6 路線)	15.0% (H30 年度)	39.0% (R6 年度)	都市計画課
幹線市道の整備率(対象路線:11 路線)	9.0% (R1 年度)	35.0% (R7 年度)	道路建設課

（災害対応力の強化）

〇公的備蓄による物資の確保

【行政機能】

- 東広島市備蓄計画に基づき、県と連携して食料や飲料水、生活必需品等の物資を備蓄していきます。また、分散備蓄を推進し、各避難所に備蓄を行っていきます。
- 被災直後の2日分を県と連携して備蓄していくこととし、1日分2食が市で、2日目分を県の物資で対応していき、3日目以降については、他自治体や災害応援協定の締結事業者などからの物資供給が見込まれています。このことから、本市では発災後1日目を円滑に対応できるよう、食料や飲料水、生活必需品など1日分の物資を備蓄していきます。

○災害時応援協定による物資調達

【行政機能】

○本市では、災害時における物資の供給に係る協定を民間事業者と締結していることから、災害発生時に確実に物資を供給できるよう連携を強化していきます。

○災害発生後の電力等の早期供給体制の構築

【行政機能】

○本市ではライフライン事業者※と災害協定を締結し、災害発生後の電力等の早期供給体制を構築するため連携を図っていることから、毎年度実施する総合防災訓練を通じて、更なる連携強化を促進していきます。

○災害時の道路啓開体制の確保

【交通・物流】

○民間工事業者等の関係機関と防災協定等を締結することで、災害が発生しても即時に道路啓開ができる体制を整備します。

○関係機関、民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

【交通・物流】

○本市では、生活物資等の調達、供給に関する民間事業者との災害協定を締結しており、災害協定に基づく物資調達・供給体制の実効性が高まるよう協定の内容を随時点検し、体制構築を図ります。

(事業継続の取組み推進)

○地域における自立・分散型エネルギー等の導入促進

【環境】

○太陽光発電については一定程度普及（市内の消費電力量の17%程度）しているものの、蓄電池の普及はそこまで至っていないため、引き続き、蓄電池等の設置補助金を交付し、再生可能エネルギーの活用推進を図ります。

《主要事業》 ・スマートハウス※化支援補助金の交付 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
対世帯数FIT太陽光導入比 (資源エネルギー庁資料)(平成30年1月1日時点の対象世帯数:83,452世帯)	9.3% (H30年度)	11.0% (R7年度)	環境対策課
区域の再生可能エネルギーの導入比 (資源エネルギー庁資料)(平成30年度対象区域電気使用量:1,575,153MWh)	17.0% (H30年度)	21.0% (R7年度)	環境対策課

(地域防災力の向上)

○市民による備蓄の促進

【リスクコミュニケーション】

○家庭内備蓄の重要性については、出前講座や防災訓練、広報紙等で周知を図って、家庭内備蓄の促進を図ります。

リスクシナリオ
2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性評価のポイント

(災害対応力の強化)

○道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険箇所の解消を進めていますが、災害発生時において集落等への連絡道路が途絶しないよう、広島県建設業協会をはじめとする関係機関と災害時協力協定による道路啓開体制を整備し、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要があります。

○道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめとした、関係機関との協力体制の構築を進めていく必要があります。

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

○中山間地域等の交通難所については、他の道路管理者とも連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要があります。

推進方針

(災害対応力の強化)

○災害時の道路啓開体制の確保 [再掲]

【交通・物流】

○民間工事業者等の関係機関と防災協定等を締結することで、災害が発生しても即時に道路啓開ができる体制を整備します。

○ヘリコプターによる輸送体制の整備

【交通・物流】

○県内のヘリコプターを所有する防災関係機関と連携し、ヘリコプターによる輸送体制の整備を図ります。また、防災関係機関への出動要請の手続きについて、防災訓練等を実施し連携強化に努めます。

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

○多重型道路ネットワークの整備 [再掲]

【交通・物流】

○山陽自動車道や国が整備する国道、県が整備する幹線道路などの整備により、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。

○国・県の道路管理者と連携し、災害時の情報共有等相互に協力できる体制を構築します。

○国・県・市の整備による災害に強い道路ネットワークの形成を図る高規格道路、街路、市道等の整備を進めることで、重要物流道路と代替補完路の強化や災害時の物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び消防・救急・救命活動並びに避難場所へ向かう道路網の形成を図ります。

- 《主要事業》
- ・スマートIC※の整備 [国（NEXCO）]
 - ・直轄国道の整備 [国]
 - ・県が整備する国道・県道の道路事業 [県]
 - ・街路整備事業 [市]
 - ・交通結節点改善事業 [市]
 - ・地区計画整備事業 [市]
 - ・八本松駅前土地区画整理事業 [市（県）]
 - ・幹線市道整備事業 [市]
 - ・八本松駅前土地区画整理関連公共事業 [市（県）]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
国道・県道整備率(対象路線:6 路線)	15.0% (H30 年度)	39.0% (R6 年度)	都市計画課
幹線市道の整備率(対象路線:11 路線)	9.0% (R1 年度)	35.0% (R7 年度)	道路建設課

リスクシナリオ
2-3

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価のポイント

（消防体制の整備）

- 消防活動の長期化及び流通経路の途絶に備えた備蓄対策や庁舎の電源確保の必要があります。
- 大規模・複雑化する災害時に迅速かつ効果的な活動ができるよう、引き続き、訓練等の充実に努めるとともに、消防施設をはじめ、緊急車両・資機材の計画的な整備と更新を進め、消防需要に応じた消防体制の充実強化を図る必要があります。また、高機能消防指令センターの適切な維持管理の必要があります。
- 災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、緊急消防援助隊※受援時の連携体制の強化や円滑な運用体制の強化を図る必要があります。
- 災害時の現場活動において効果的な活動ができるよう、地域防災の要である消防団員の技術・知識の習得と、安全確保のための装備品や緊急車両等を配備・充実させていく必要があります。
- 災害時の救命率向上のため、救急救命士の計画的な養成の必要があります。

（地域防災力の向上）

- 災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、引き続き、自主防災組織※の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要があります。
- 企業等の防災力向上のため、自衛消防隊の結成や職場などの災害対応計画等の作成を促進するとともに、企業が自衛活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うなどの「共助」による取組みを推進する必要があります。

推進方針

（消防体制の整備）

○消防活動拠点の耐災害性強化【再掲】

【消防】

- 消防施設整備更新計画に基づき、計画的に修繕を行い施設の長寿命化を図ります。
- 食料等を備蓄し、消防活動の長期化に備えます。
- 非常電源を維持管理し、停電時に備えます。

《主要事業》 ・消防庁舎等整備事業及び施設等管理事業【市】
・非常食料の備蓄事業【市】

○消防力の強化【再掲】

【消防】

- 「消防車両整備更新計画」に基づき、常備車両を計画的に更新していくことで、消防活動の迅速化を図ります。
- 職員を教育訓練に参加させ、スキルアップを図ります。

- 《主要事業》 ・ 消防通信事業 [市] ・ 常備消防車両等整備事業 [市]
 ・ 消防職員育成推進事業 [市]

○消防広域応援体制の整備推進 [再掲]

【消防】

○災害時に他県から応援に来る緊急消防援助隊*との連携体制の強化等を図ります。

○消防団の充実強化 [再掲]

【消防】

○消防団と自主防災組織*等との顔の見える関係づくりを構築し、連携体制の強化を図るとともに、災害に備える活動体制の浸透を図り、地域防災力の向上を目指します。

○消防団車両及び消防団活動に必要な安全装備品の計画的な配備（更新）を行うとともに、活動拠点となる格納庫については、老朽化した格納庫を順次統廃合し、待機室等を備えた統合格納庫の整備を進めていきます。

- 《主要事業》 ・ 消防団活動事業 [市]
 ・ 消防団施設等整備管理事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
消防団員充足率(条例定数:1,637 人)	95.0% (R1 年度)	100% (R7 年度)	消防総務課
統合格納庫整備数	26 棟 (R1 年度)	29 棟 (R7 年度)	消防総務課

○救急救命士及び指導救命士の養成等

【消防】

○救急救命士及び指導救命士の養成を行います。

- 《主要事業》 ・ 救命士病院実習事業 [市] ・ 指導救命士養成事業 [市]

(地域防災力の向上)

○自主防災組織*の充実・強化 [再掲]

【行政機能】

○災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できるよう、各地区に地域防災リーダー*を育成し、自主防災組織*の能力向上を図ります。

- 《主要事業》 ・ 自主防災活動促進事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
地域防災リーダー*2 名がいる自主防災組織*数	11 地区 (R1年度)	48 地区 (R7 年度)	危機管理課

○企業防災の促進

【リスクコミュニケーション】

○企業等の防災意識の高揚を図るため、各企業の災害時の事業継続及び従業員等の生命の安全確保や、地域住民への貢献・地域との共生の必要性を出前講座等で啓発し、災害時における企業等の防災活動の推進を図ります。

リスクナリ
2-4

想定を超える帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性評価のポイント

（帰宅困難者対策の推進）

○帰宅困難者に対する一時滞在施設について、西条駅の周辺においては公共施設を避難所として確保していますが、幹線道路が遮断された場合は、市内広範囲にわたって帰宅困難者が発生するため、帰宅困難者への対応を想定しておく必要があります。

（防災拠点施設等の機能強化）

○「道の駅」は容量の大きい駐車場やトイレ、倉庫を有することや地理的に不慣れな道路利用者にも認知度が高く、また、災害時には被災者・帰宅困難者の一時避難場所や救援物資・水等の配給施設等として活用できる機能を持っていることから、市内の「道の駅」について、災害情報の提供、非常用電源設備の確保、食料品や飲料水の備蓄、支援物資の集配など、多面的な防災拠点機能の付加を進めていく必要があります。

推進方針

（帰宅困難者対策の推進）

○帰宅困難者対策の推進

【行政機能】

○県が、コンビニエンスストア等、民間事業者と協定し、徒歩帰宅者に水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション※」を活用し、帰宅困難者を支援します。また、帰宅困難者に対する一時滞在施設として避難所及び宿泊施設の情報を伝達し、安全を確保します。

○各避難所においては、帰宅困難者の滞在も想定していることから、各施設管理者及び避難所の運営者に周知を徹底するとともに、様々な媒体を活用した情報を発信することで、帰宅困難者を開設避難所に誘導します。

（防災拠点施設等の機能強化）

○「道の駅」の防災機能の充実【再掲】

【交通・物流】

○災害時には、駐車場やトイレなど「道の駅」が有する諸施設において、情報の発信、一時避難場所としての活用、支援物資等の集配など様々な防災機能を発揮するため、管理者との緊密な連携体制を構築するとともに、施設機能の充実を図ります。

リスクシナリオ
2-5

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・介護機能の麻痺

脆弱性評価のポイント

（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）

- 災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する必要があります。[再掲]
- 複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する市道等、市街地を含めた道路交通網の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する必要があります。[再掲]

（災害対応力の強化）

- 災害時の相互応援協定に基づく支援・受援の内容及実施手順、役割分担を関係者で協議して順次具体化し、訓練実施を通じて実効性を高めていく必要があります。
- 地区医師会等医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び後方医療体制等の整備充実を図る必要があります。
- 医療従事者の不足などの課題があることから、各種支援制度の実施により医療体制の強化を促進する必要があります。
- 医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る必要があります。
- 福祉避難所へ避難する必要がある方が災害時に迅速かつ適切な避難等を行うため、平時から地域住民や福祉施設間において連携体制の強化を図る必要があります。
- 災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要があります。[再掲]
- 陸路の閉塞や島しょ部の被災時においては、ヘリコプターを活用することにより、救急搬送をより効果的に行うことができることから、災害時に迅速かつ適切な傷病者搬送等を行うため、平時からの取組みにより関係機関との連携を強化する必要があります。

推進方針

（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）

○住宅・民間建築物の耐震化 [再掲]

【都市・地域保全・土地利用】

- 木造住宅の耐震診断・耐震改修については、市民への啓発を行うとともに、既存補助制度の見直しや耐震改修設計に対する補助制度の創設等についての検討を行います。
- 緊急輸送道路沿道建築物、広域緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断・耐震改修に関する啓発を行うとともに、補助制度の拡充についての検討を行います。
- ブロック塀等については、広報紙等による安全点検や補助制度の周知を図ることで、危険なブロック塀等の除去等の促進を図ります。

- 《主要事業》
- ・木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業〔市〕
 - ・緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業〔市〕
 - ・広島県広域緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業〔県〕
 - ・要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業〔市〕
 - ・ブロック塀除却費等補助事業〔市〕

○多重型道路ネットワークの整備〔再掲〕

【交通・物流】

○山陽自動車道や国が整備する国道、県が整備する幹線道路などの整備により、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。

○国・県の道路管理者と連携し、災害時の情報共有等相互に協力できる体制を構築します。

○国・県・市の整備による災害に強い道路ネットワークの形成を図る高規格道路、街路、市道等の整備を進めることで、重要物流道路と代替補完路の強化や災害時の物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び消防・救急・救命活動並びに避難場所へ向かう道路網の形成を図ります。

- 《主要事業》
- ・スマートＩＣ※の整備〔国（ＮＥＸＣＯ）〕
 - ・直轄国道の整備〔国〕
 - ・県が整備する国道・県道の道路事業〔県〕
 - ・街路整備事業〔市〕
 - ・交通結節点改善事業〔市〕
 - ・地区計画整備事業〔市〕
 - ・八本松駅前土地地区画整理事業〔市（県）〕
 - ・幹線市道整備事業〔市〕
 - ・八本松駅前土地地区画整理関連公共事業〔市（県）〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
国道・県道整備率(対象路線:6 路線)	15.0% (H30 年度)	39.0% (R6 年度)	都市計画課
幹線市道の整備率(対象路線:11 路線)	9.0% (R1 年度)	35.0% (R7 年度)	道路建設課

（災害対応力の強化）

○相互応援体制の推進、受援計画の策定

【行政機能】

○必要な資源が確保されるよう業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しを適宜行うとともに、不足するリソースに応じて、応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員等の受け入れが迅速かつ効果的に行えるよう、連絡体制や集結場所、活動内容の調整に関すること等をあらかじめ定めた受援計画の策定に取り組みます。

○医療人材や物資が不足する場合は、県等を通じて、必要な関係機関から支援を受けられるよう平時から連携を図ります。

○医療救護体制の強化等**【保健医療・福祉】**

○地域医療に必要とする医師や看護師等の医療従事者の安定的・継続的な確保を図り、救急医療、産科などの医療体制の維持・充実を図るため、医療機関等に対して病院群輪番制病院運営事業、救急当番医確保支援事業、小児救急医療支援事業、公的病院等運営支援事業、産科医等確保支援事業等、各種支援を実施します。

○本市の医療提供体制の中核を担う東広島医療センターにおける、医師の養成及び確保を図ることを目的とし、初期臨床研修奨励金制度を実施します。初期臨床研修医は、医師として貴重な戦力となり、多くの救急当番日を受け持ち、救急搬送を受け入れている同センターにおいて、医師の人員体制の充実、中長期的な人員確保につながっており、今後も継続して実施します。

○市民が健やかに安心して暮らせるよう、休日・祝日（必要に応じて、平日夜間）における初期（一次）救急医療機関として、市民の健康保持を担います。

《主要事業》 ・救急医療対策事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
初期救急 小児科当番医に係る空白日数	33 日/年 (R1年度)	0 日/年 (R6 年度)	健康増進課
二次救急※輪番制に係る空白日数	0 日/年 (R1年度)	0 日/年 (R6 年度)	健康増進課

○福祉関係施設との連携強化**【保健医療・福祉】**

○平時から福祉施設間や施設と地域住民との連携強化を図ることにより、災害時における柔軟な受け入れや協力体制の構築を促進します。また、施設間の連携においては、既存のネットワーク団体とも連携していきます。

○災害時の道路啓開体制の確保〔再掲〕**【交通・物流】**

○民間工事業者等の関係機関と防災協定等を締結することで、災害が発生しても即時に道路啓開ができる体制を整備します。

○陸路の閉塞時や島しょ部でのヘリコプターによる救急搬送体制の確保**【消防】**

○広島県防災航空センターと連携訓練を実施します。

リスクシナリオ
2-6

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価のポイント

（感染症対策の推進）

○災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的予防接種の接種率向上を図るとともに、重大な感染症の発生に備え、迅速に情報を収集・提供するシステムや、的確な対応がとれる体制の構築、人材の養成、受援計画の整備等の必要があります。

（下水道施設の機能確保）

○災害時においても衛生的な生活環境を確保するために、下水道処理施設のうち優先度の高い施設の耐震工事を実施し、直下型地震時でも最低限処理機能が確保できるよう計画的に事業を進め、対象施設の早期耐震化を図る必要があります。

○策定済みの下水道BCP*については、水害対策の観点を盛り込んでいないことから、耐水化計画の策定に合わせ見直しを行う必要があります。

（環境保全）

○浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進するとともに、浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築する必要があります。

○現在、本市におけるし尿処理は賀茂環境衛生センター、安芸津クリーンセンターの2施設で処理していますが、令和3（2021）年10月からは、新設する広島中央エコパークで処理を行うこととしており、災害発生時におけるし尿処理について、安定したし尿処理能力を確保できるよう適正な施設の維持管理、運営を行う必要があります。

推進方針

（感染症対策の推進）

○感染症対応体制の整備、予防接種の促進

【保健医療・福祉】

- 災害時や感染症まん延時の緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう、訓練を通じて各役割等を確認するとともに、課題を洗い出し、対処方法等の整備を推進します。
- 高齢者や乳幼児を対象に予防接種を実施します。
- 感染症の予防法について広報活動を行うとともに、必要な資機材を各所に配備し、各種マニュアルや計画を整備するよう取り組みます。

《主要事業》 ・ 感染症予防事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
予防接種率(高齢者インフルエンザ) (令和元年度対象者数:25,155人)	55.5% (R1年度)	56.0% (R6年度)	健康増進課
予防接種率(高齢者肺炎球菌) (令和元年度対象者数:5,228人)	40.4% (R1年度)	60.0% (R6年度)	健康増進課
予防接種率(麻しん・風しん) (令和元年度対象乳幼児数:3,448人)	93.4% (R1年度)	95.0% (R7年度)	こども家庭課

(下水道施設の機能確保)**○下水道施設の耐震化等****【下水道】**

○処理施設の耐震化については、ストックマネジメント計画※に基づく施設の改築等に合わせ、今後も計画的かつ効率的に事業を進めます。

○下水道施設の耐水化計画を令和3（2021）年度に策定し、本格的な施設の耐水化に着手します。

《主要事業》 ・東広島市下水道事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
処理施設耐震化率(対象施設:38 施設)	55.0% (R1 年度)	66.0% (R7 年度)	下水道施設課

○下水道業務継続体制の整備**【下水道】**

○耐水化計画の策定に合わせて下水道BCP※を改定し、水害発生時においても下水道施設の機能を維持又は早期回復できる対策を講じます。

《主要事業》 ・東広島市下水道事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
下水道BCP※改定	水害編未策定 (R2 年度)	水害編策定 (R3 年度)	下水道施設課

(環境保全)**○合併処理浄化槽の設置促進****【環境】**

○みなし浄化槽※から合併浄化槽に切り替えるに当たり、みなし浄化槽※を全部撤去した場合や、みなし転換に伴う宅内配管工事費への補助金の加算について、令和3（2021）年度以降においても継続して実施します。

○広報やホームページ、チラシ等で補助制度についてアピールしていくとともに、みなし浄化槽※からの切替を促進するための施策や広報手法について、県内他市町の状況を踏まえながら検討していきます。

《主要事業》 ・浄化槽設置整備事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
みなし浄化槽※の撤去補助金加算件数累計	62 件 (R1 年度)	342 件 (R7 年度)	環境対策課
小型浄化槽設置整備補助金交付件数累計	13,005 件 (R1 年度)	13,805 件 (R7 年度)	環境対策課

〇し尿処理対策の推進

【環境】

- 「広島中央エコパーク」については令和3（2021）年10月の供用開始に向けて適切に施設整備を進めるとともに、稼働後は日常的な安定稼働はもちろんのこと、災害発生時にも安定した施設運営ができるよう、運転管理業務委託業者と連携強化を図ります。
- 賀茂環境衛生センター及び安芸津クリーンセンターについては広島中央エコパークの供用開始までは安定稼働できるよう適切な維持管理に努めます。
- 災害発生時、下水機能が不全になったときに備え、避難所等におけるトイレ対策として、簡易トイレ及び袋式トイレの備蓄を推進します。

《主要事業》 ・広島中央エコパーク整備事業〔広島中央環境衛生組合〕

脆弱性評価のポイント

（避難対策の推進）

- 災害時に最初に開設する避難所として、住民自治協議会の区域を基本とした 46 箇所を指定しており、各指定避難所が有効に活用されるよう、施設・設備の充実を図るとともに、迅速に開設・運営できる体制を構築する必要があります。
- 避難所における感染症対策を踏まえた上で、良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める必要があります。

（防災拠点施設等の機能強化）

- 避難所等の防災拠点へ必要な資機材を配備する必要があります。
- 本市では、13 箇所の福祉避難所※を指定しており、要配慮者※等の避難生活に配慮した福祉避難所※が不足することがないよう、福祉避難所※の充実を図るとともに、円滑な開設・運営体制の構築を促進する必要があります。

（災害対応力の強化）

- 備蓄物資について、災害等を想定した具体的な検討を進め、長期間の供給不足を想定した備蓄体制の検討に取り組む必要があります。[再掲]
- 災害時には、生命や財産の損害への対応とともに、心のケアの視点が重要となることから、被災者の健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うための体制づくりを行うとともに、避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要があります。
- 災害時における放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物の保護・収容等に対応するため、広島県動物救護本部などとの連携体制の強化を図るとともに、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のためのスペース確保に努める必要があります。
- 「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬に必要な資器材等の確保や、関係事業者との連携体制の構築をする必要があります。
- 被災者が住み慣れた家に戻れること、またはより良い環境で暮らすことができるよう、関係機関と連携し取り組むほか、災害時の助け合い活動、ボランティア活動が円滑に行える体制の構築、人材の養成を図っていく必要があります。

（復旧・復興に向けた体制の整備）

- 市営住宅への一時入居体制の整備を進め、災害発生時における被災者の住宅を円滑かつ迅速に供給できるよう対応していく必要があります。

推進方針

(避難対策の推進)

○避難所開設・運営協力体制の構築

【行政機能】

- 避難所における良好な生活環境及び女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等に配慮した避難所運営体制づくりを進めるためにも、配慮事項を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」及び「避難所における感染症対策マニュアル」をはじめとした各種マニュアルを作成し、適切な避難所運営体制の構築を図ります。
- 住民自治協議会と協定を締結し、避難情報発信時に市内で最初に開設する避難所以外の一時避難所の開設及び運営についても体制を構築していきます。

(防災拠点施設等の機能強化)

○避難所等設備の充実【再掲】

【行政機能】

- 指定避難所となる施設には、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備や、災害情報の入手に資する機器、非常用電源確保のための発電機等の機器を配備する必要があります。そのため、避難所に随時必要な設備、機器を配備していきます。
- 公設避難所に配備したタブレット端末※で避難者の健康相談を受けるとともに、保健師による巡回相談を実施します。
- 災害発生時に避難所のトイレが使用できなくなる事態に備え、マンホールトイレを市内各町の指定避難所1箇所を設置します。

《主要事業》 ・ 下水道総合地震対策事業 [市]

○福祉避難所※の確保・充実

【保健医療・福祉】

- 日常生活圏域ごと等の単位で福祉避難所※の充実を図るとともに、円滑な開設・運営体制の構築を促進します。

《主要事業》 ・ 災害時における福祉避難所※の設置運営 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
福祉避難所※の指定数	13 箇所 (R1 年度)	17 箇所 (R7 年度)	社会福祉課

(災害対応力の強化)

○心のケアなどの支援体制の整備・強化

【保健医療・福祉】

- 被災生活における孤立を防ぎ、心のケアを行うため、相談窓口のワンストップサービス※の実現に努めます。被災者一人ひとりが早期の生活再建を実現するため、状況に応じた対応が行えるよう、関係機関と連携し被災者の支援体制を構築します。

○ボランティアの円滑な活動の推進

【保健医療・福祉】

- 避難所が劣悪な環境とならないよう、平常時から出前講座・講演会・研修会等を行うことで、地域における避難所運営力の向上を図るとともに、災害時に活動ができる体制の構築や人材の養成を推進します。災害発生後、円滑な災害ボランティアセンターの設置、運営が行えるよう、平常時から東広島市被災者生活サポートボラネット等、関係機関と連携し体制の構築を推進します。

○特定動物や被災動物への対応

【環境】

- 災害発生時の放浪・逸走動物や負傷動物の保護、収容については、広島県災害時動物救護基本指針に基づき、広島県動物救護本部などと連携をとり、人への被害がないように努めます。
- 災害時に避難所等へ避難する動物の適切な飼養管理ができるよう、飼い主に対して、普段からのしつけや避難時に必要な物資の確保を促すために広報紙やホームページを用いて普及啓発を行います。

○広域火葬体制の整備

【環境】

- 「広島県広域火葬計画」に基づき、広域火葬時に必要となる棺や燃料等の資機材や、遺体の搬送手段の確保に努めます。また、これらの確保を目的として、葬祭事業者などの関係事業者と協定の締結をするなど、協力体制の整理を行います。
- 随時実施されている広域火葬机上訓練を活用し、県内市町との連携を強化します。

（復旧・復興に向けた体制の整備）

○被災者の住宅確保

【都市・地域保全・土地利用】

- 市営住宅の空き家について、次の入居者を募集するまでの間、災害発生時における被災者の住宅として提供できるよう対応します。

事前に備えるべき目標3

必要不可欠な行政機能は確保する

リスクナリ
3-1

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価のポイント

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

○市有施設（建築物）の概ね半数が築後 30 年以上で老朽化が進んでおり、今後、建替えや大規模修繕を必要とする施設が急増して大きな財政的負担が生じるため、今後の行政需要の変化も勘案した計画的な対応の必要があります。

(防災拠点施設等の機能強化)

○常用電源喪失時の各庁舎の電力を確保するため、非常用発電設備などの非常用電源の整備を推進していく必要があります。

○防災拠点となる施設については、エネルギー供給リスクの分散を図るため、自立・分散型電源の導入、LPガスの活用などエネルギー供給の多様化を促進する必要があります。[再掲]

○災害時の災害応急対応や重要通常業務の継続、早期復旧の遂行のためには、それらの業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠な基盤となるため、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるために必要な体制の整備を図る必要があります。

○本庁舎が被災しても、速やかに被災者支援をはじめとした各種の自治体業務が再開できるよう、業務システムのクラウド化*等、市民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要があります。

(災害対応力の強化)

○「東広島市業務継続計画（BCP）」の継続的な見直しや地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び図上訓練など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する必要があります。

○災害時の相互応援協定に基づく支援・受援の内容や実施手順、役割分担を関係者で協議して実効性を高めていく必要があります。[再掲]

推進方針

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

○公共施設（建築物）等の耐震化、老朽化対策等〔再掲〕

【行政機能、都市・地域安全・土地利用、保健医療・福祉、老朽化対策】

○公共施設（建築物）等については、点検及び診断技術の向上による異常箇所の早期発見に取り組み、機能の維持及び利用者の安全確保を図るとともに、耐震化や老朽化対策を推進することにより、災害時等における倒壊等のリスクの低減を図ります。

- 《主要事業》 ・地域活動拠点整備事業〔市〕 ・小学校施設整備事業〔市〕
 ・公立保育所等施設整備事業〔市〕 ・中学校施設整備事業〔市〕
 ・市営住宅建設事業〔市〕
 ・福祉センター管理運営事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
地域センターの耐震化率 (対象施設棟数:43 棟)	86.0% (R1 年度)	92.9% (R7 年度)	地域づくり推進課
公立保育所・認定こども園の耐震化率 (対象施設棟数:43 棟)	60.0% (R2 年度)	100% (R13 年度)	保育課
市営住宅の改修率 (平成 29 年度時点の対象戸数:545 戸)	26.0% (R1 年度)	68.0% (R4 年度)	住宅課
市営住宅(解体予定)の解体戸数 (平成 29 年度時点の対象戸数:153 戸)	14.0% (R1 年度)	20.0% (R4 年度)	住宅課
社会福祉施設等の耐震化率 (対象施設棟数:41 棟)	65.8% (R1 年度)	80.0% (R7 年度)	社会福祉課

(防災拠点施設等の機能強化)

○防災拠点施設等における電力の確保

【行政機能】

○常用電源喪失時に無補給で72時間電力を確保するための設備が整っていない、河内支所、豊栄支所、福富支所に、令和5（2023）年度までに、非常用発電設備の整備を進めます。

- 《主要事業》 ・庁舎等非常用設備整備事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
支所の 72 時間対応非常用発電設備設置率 (対象施設:5 支所)	40.0% (R2 年度)	100% (R5 年度)	管財課

○再生可能エネルギーの導入推進【再掲】

【行政機能】

○支所・出張所のほか、避難所指定施設等の市有施設について、E S C O事業※などの活用によって再生可能エネルギーの導入や自立分散型の省エネルギー設備の導入を進めます。

○災害等による停電時に、地域の太陽光発電等の電力を地域で融通し合う地域マイクログリッド※構築を研究し、災害に強い地域づくりを促進します。

《主要事業》 ・ E S C O事業※の推進 [E S C O事業※者]
・ 地域マイクログリッド※構築の研究 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
自立分散型エネルギー設備等の設置数	1 箇所 (R2 年度)	11 箇所 (R7 年度)	環境対策課
地域マイクログリッド※の研究件数	0 件 (R2 年度)	1 件 (R7 年度)	環境対策課

○情報システムの耐災害性の確保

【情報通信】

○重要な情報システムのバックアップをデータセンターで管理することで、本庁舎が被災してもデータセンターで情報システムを稼働させることができる仕組みを継続するとともに、国が推進する自治体システム等標準化に向けた取組みによりクラウド化※を検討します。

《主要事業》 ・ サーバ基盤データセンター運營業務 [市]
・ クラウド化※の推進 [市]

(災害対応力の強化)

○業務継続体制の整備

【行政機能】

○実効性のある東広島市業務継続計画（BCP）とするために、訓練・点検の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを適宜行います。

○相互応援体制の推進、受援計画の策定【再掲】

【行政機能】

○必要な資源が確保されるよう業務実施計画（BCP）の見直しを適宜行うとともに、不足するリソースに応じて、応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員等の受け入れが迅速かつ効果的に行えるよう、連絡体制や集結場所、活動内容の調整に関すること等をあらかじめ定めた受援計画の策定に取り組みます。

事前に備えるべき目標4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ
4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価のポイント

(防災拠点施設等の機能強化)

○常用電源喪失時の各庁舎の電力を確保するため、非常用発電設備などの非常用電源の整備を推進していく必要があります。[再掲]

(通信インフラの整備等)

○被災地における情報収集・伝達体制の充実のため、移動通信設備等を整備するなど、通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保する必要があります。

○平成 28 (2016) 年度に策定した「東広島市 I C T※- B C P」に基づき、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるために必要な体制整備を図る必要があります。

○本市では緊急性の高い災害情報の市民等への伝達を、災害情報共有システム（Lアラート）等を活用し、テレビ、市ホームページ、SNS、エリアメール、登録制メール、コミュニティFMなどの多様な情報発信手段で行っていますが、引き続き、多様な媒体による情報伝達に取り組むとともに、FM放送波が受信できない地域に居住するパソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯など、現在の媒体では情報が伝達できない市民に対する情報伝達手段の拡充に取り組む必要があります。

推進方針

(防災拠点施設等の機能強化)

○防災拠点施設等における電力の確保 [再掲]

【行政機能】

○常用電源喪失時に無補給で72時間電力を確保するための設備が整っていない、河内支所、豊栄支所、福富支所に、令和 5 (2023) 年度までに、非常用発電設備の整備を進めます。

《主要事業》 ・ 庁舎等非常用設備整備事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
支所の 72 時間対応非常用発電設備設置率 (対象施設:5 支所)	40.0% (R2 年度)	100% (R5 年度)	管財課

(通信インフラの整備等)

○通信インフラの早期復旧体制の整備

【情報通信】

○災害発生時に備えて、市役所と各支所、出張所、東広島消防署及び水道局を結ぶ有線の通信回線は、サービス提供事業者と故障時に優先的に復旧することを規定した災害対策協定を締結しており、有線通信回線の復旧が遅れた場合でも、無線通信回線を利用することで業務ができる環境を整備します。

《主要事業》 ・有線通信回線契約 [市] ・通信回線の災害復旧対策 [市]
・無線通信回線契約 [市]

○災害情報伝達手段の多様化

【情報通信】

○現在の情報伝達手段を引き続き運用するとともに、適切に情報を届けられるよう統合型アプリの機能の拡充を検討し、利便性の高い機能の拡充に取り組みます。

リスクシナリオ
4-2

災害時に必要な情報が不足し、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価のポイント

（情報収集・伝達体制の整備）

- 集中する市民からの通報を適切に処理し、必要な情報を伝達するためには、収集した情報を集約・分析・可視化するシステムが必要となることから、情報管理項目の追加や地図連携機能の強化、各種分析の自動化、バックアップ機能の充実など現在の防災情報システムの強化を図る必要があります。
- 障害のため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、平素から個々の障害特性に対する理解と認識を深め、情報・意思疎通支援用具の支援やいざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に障害者を支援するための「ハンドブック」の周知をしていく必要があります。
- 多様な言語や文化的背景を持つ外国人市民に、必要な情報を確実に届けるため、災害情報の多言語化や情報提供の方法を充実する必要があります。
- 観光客をはじめとする地理的に不慣れな外国人等が、発災時に適切に避難行動できるよう、多言語化・ピクトグラム表示※の避難所等の標識設置を進める必要があります。

推進方針

（情報収集・伝達体制の整備）

○防災情報収集・伝達体制の整備

【行政機能】

- 防災情報システムの機能強化を図り、的確に状況を把握し、必要な情報を遅れることなく発信できるようにします。また、市民に確実に必要な情報を届けるために、防災メールや防災ラジオ等の情報発信手段の整備及び普及に努めるとともに、地域での避難情報伝達体制の整備や避難の呼びかけ体制づくりを支援します。

《主要事業》 ・ 防災情報管理事業（防災情報システム整備）[市]

○障害者に配慮した情報伝達

【保健医療・福祉】

- 平素から個々の障害特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、障害特性や障害者とのコミュニケーションの理解について促進を図ることや、支援する人材の養成を実施するほか、より伝わりやすい情報作りに取り組みます。

《主要事業》 ・ 障害理解促進事業

○外国人旅行者に配慮した情報伝達

【産業構造】

- 訪日外国人が多く利用する観光施設や宿泊施設、観光案内所において、多言語又はやさしい日本語での情報提供を行うよう呼びかけを行います。

○外国人居住者に配慮した情報伝達

【情報通信】

- 6 か国語対応の東広島市防災メールサービスや、フェイスブック等SNSを活用し、災害発生時に必要な情報を発信します。また、ハザードマップの常備や避難場所・経路の事前確認等についても周知を図ります。

○道路・交通情報の提供

【交通・物流】

- 市民からの通報を受けた現地確認班（復旧対応班）の現地調査等により、市道の通行不能な位置を把握し、情報提供ができる体制の整備を図ります。

事前に備えるべき目標5

経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ
5-1

サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

脆弱性評価のポイント

(事業継続の取組み推進)

- 災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、企業BCPの策定は重要性が高いものであり、市内企業に対する個々のBCP策定やサプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないよう、製造業と物流事業者間など、サプライチェーンを構成する企業間のBCP策定についても促進する必要があります。
- 災害が発生した場合においては、市の融資制度である「東広島市中小企業融資」の活用を促すとともに、県費預託融資制度の周知を行い、中小企業の資金調達を支援する必要があります。

(災害対応力の強化)

- 災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要があります。
[再掲]

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

- 複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する市道等、市街地を含めた道路交通網の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する必要があります。
[再掲]

推進方針

(事業継続の取組み推進)

○中小企業のBCP策定の促進

【産業構造】

- 商工関係団体との連携により、セミナー等の開催を通じて、BCPの必要性について普及啓発を進めるとともに、専門家を活用し中小企業のBCP策定を支援します。
- 加えて、中小企業のうち、その多くを占める小規模事業者に関しては、商工会又は商工会議所との共同で作成する事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者が取り組む防災・減災対策を支援します。

○中小企業に対する資金調達支援

【産業構造】

○金融関係者や商工関係団体との連携により、企業の経営力の向上を図りつつ、景気動向や経済状況に沿った中小企業融資制度を運用し、信用力の脆弱な中小企業の経営安定を支援します。

《主要事業》 ・ 中小企業融資対策事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
融資利用率(令和元年度融資貸出枠:27億9千万円)	61.0% (R1 年度)	80.0% (R7 年度)	産業振興課

(災害対応力の強化)

○災害時の道路啓開体制の確保 [再掲]

【交通・物流】

○民間工事業者等の関係機関と防災協定等を締結することで、災害が発生しても即時に道路啓開ができる体制を整備します。

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

○多重型道路ネットワークの整備 [再掲]

【交通・物流】

○山陽自動車道や国が整備する国道、県が整備する幹線道路などの整備により、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。

○国・県の道路管理者と連携し、災害時の情報共有等相互に協力できる体制を構築します。

○国・県・市の整備による災害に強い道路ネットワークの形成を図る高規格道路、街路、市道等の整備を進めることで、重要物流道路と代替補完路の強化や災害時の物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び消防・救急・救命活動並びに避難場所へ向かう道路網の形成を図ります。

《主要事業》 ・ スマート I C※の整備 [国 (NEXCO)] ・ 直轄国道の整備 [国]
・ 県が整備する国道・県道の道路事業 [県] ・ 街路整備事業 [市]
・ 交通結節点改善事業 [市] ・ 地区計画整備事業 [市]
・ 八本松駅前土地区画整理事業 [市 (県)] ・ 幹線市道整備事業 [市]
・ 八本松駅前土地区画整理関連公共事業 [市 (県)]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
国道・県道整備率(対象路線:6 路線)	15.0% (H30 年度)	39.0% (R6 年度)	都市計画課
幹線市道の整備率(対象路線:11 路線)	9.0% (R1 年度)	35.0% (R7 年度)	道路建設課

リスクシナリオ
5-2

食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価のポイント

（防災インフラ、農林漁業基盤等の整備）

- 国や県と相互に連携して、各海岸保全施設の情報等を正確に把握・共有し、人命保護の観点から、整備を推進していく必要があります。[再掲]
- 港湾・漁港施設については、利用者の安全・安心を確保しつつ、利便性の高い施設を保持していく必要がありますが、防波堤や棧橋等の老朽化した施設が多くあることから、定期的な点検で早期発見し整備することで、信頼性を確保していく必要があります。
- 食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐことは、防災面からも重要であり、ほ場や用排水路などの農業生産基盤の整備を計画的に実施する必要があります。

（災害対応力の強化）

- 災害発生時に確実に物資を供給できるよう、平時から民間事業者や県と連携して物資の調達体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。
- 災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要があります。
[再掲]

（公共土木施設等の老朽化対策）

- 営農者の減少、高齢化などから、農業用施設の適切な維持管理が困難な地域では施設の老朽化が進み、豪雨などの影響で施設が被災した場合には、農業生産に著しい影響が発生することから、特に基幹的な農業用施設については、計画的な改修・修繕を実施する必要があり、施設管理者との合意形成を図りつつ、ため池等の農業用施設の改修等を進める必要があります。

（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）

- 複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する市道等、市街地を含めた道路交通網の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する必要があります。
[再掲]

推進方針

（防災インフラ、農林漁業基盤等の整備）

○海岸保全施設の整備推進 [再掲]

【都市・地域保全・土地利用】

- 安芸津港海岸及び大芝北・大芝南漁港海岸の背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、利便性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の定期的な点検、計画的な整備及び老朽化施設の補修・改良を進めます。

- 《主要事業》
- ・港湾施設長期保全事業 [市]
 - ・治水対策事業（高潮対策） [市]
 - ・港湾管理事業 [市]
 - ・漁港等管理事業 [市]

○港湾・漁港施設の整備・適正な維持管理

【都市・地域保全・土地利用】

○安芸津港港湾施設及び大芝北・大芝南漁港施設については、定期的な施設点検を継続するとともに、老朽化が進む施設の修繕等の整備を行います。また、修繕等の整備に当たっては、維持管理計画等に基づき、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図ります。

《主要事業》 ・港湾管理事業〔市〕 ・港湾施設長期保全事業〔市〕
・漁港等管理事業〔市〕

○農地・農業水利施設等の適切な保全管理

【産業構造】

○土地改良事業は、農業生産基盤の安定化を図るとともに、農地所有適格法人等への農地の流動化を促進し、効率的な農業を推進するために欠かせない事業であり、今後も継続して実施するとともに、改正土地改良法に基づく農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、効率的で生産性の高い農業経営に取り組める環境づくりを進めます。

○多面的機能支払は、農地・農業用施設等の資源の適切な保全と農村の集落機能の維持向上を図るため、地域ぐるみの共同活動や農業用施設の長寿命化対策を継続して支援するとともに、農地保全・景観形成事業については、引き続き事業効果を検証しつつ、制度のあり方を検討します。

○中山間地域直接支払の対象となる農業生産条件の不利な地域においては、耕作放棄地の増加、農地の持つ多面的機能や集落の維持が難しくなることが懸念されている中、令和2（2020）年度から第5期対策となることから、今後も継続して事業を実施できるよう、支援を行う必要があります。

《主要事業》 ・土地改良事業の促進〔市〕 ・農業生産・保全活動の促進〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
日本型直接支払制度(多面的機能支払及び中山間地域直接支払)で保全されている農地の割合(令和元年度対象農振農用地面積:5,258.8ha)	62.0% (R1 年度)	62.0% (R6 年度)	農林水産課

(災害対応力の強化)

○災害時応援協定による物資調達〔再掲〕

【行政機能】

○本市では、災害時における物資の供給に係る協定を民間事業者と締結していることから、災害発生時に確実に物資を供給できるよう連携を強化していきます。

○災害時の道路啓開体制の確保〔再掲〕

【交通・物流】

○民間工事業者等の関係機関と防災協定等を締結することで、災害が発生しても即時に道路啓開ができる体制を整備します。

(公共土木施設等の老朽化対策)

○基幹農業水利施設の老朽化対策

【老朽化対策】

○老朽化したため池等の農業用施設の改修等を行い、適切な維持管理を推進します。

《主要事業》 ・県事業（農業用施設の整備）〔県〕 ・農業用施設整備事業〔市〕

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

○多重型道路ネットワークの整備【再掲】

【交通・物流】

○山陽自動車道や国が整備する国道、県が整備する幹線道路などの整備により、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。

○国・県の道路管理者と連携し、災害時の情報共有等相互に協力できる体制を構築します。

○国・県・市の整備による災害に強い道路ネットワークの形成を図る高規格道路、街路、市道等の整備を進めることで、重要物流道路と代替補完路の強化や災害時の物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び消防・救急・救命活動並びに避難場所へ向かう道路網の形成を図ります。

- 《主要事業》
- ・スマートIC※の整備 [国 (NEXCO)]
 - ・直轄国道の整備 [国]
 - ・県が整備する国道・県道の道路事業 [県]
 - ・街路整備事業 [市]
 - ・交通結節点改善事業 [市]
 - ・地区計画整備事業 [市]
 - ・八本松駅前土地区画整理事業 [市 (県)]
 - ・幹線市道整備事業 [市]
 - ・八本松駅前土地区画整理関連公共事業 [市 (県)]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
国道・県道整備率(対象路線:6路線)	15.0% (H30年度)	39.0% (R6年度)	都市計画課
幹線市道の整備率(対象路線:11路線)	9.0% (R1年度)	35.0% (R7年度)	道路建設課

事前に備えるべき目標6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクナリ
6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価のポイント

（防災拠点施設等の機能強化）

- 常用電源喪失時の各庁舎の電力を確保するため、非常用発電設備などの非常用電源の整備を推進していく必要があります。[再掲]
- 防災拠点となる施設については、エネルギー供給リスクの分散を図るため、自立・分散型電源の導入、LPガスの活用などエネルギー供給の多様化を促進する必要があります。[再掲]
- 災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入促進、地域マイクログリッド*の構築によるレジリエンスの強化が求められています。

（災害対応力の強化）

- ライフライン事業者*において、事業継続計画について、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要があります。また、市においては、災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、ライフライン事業者*等との連携強化を図るとともに、国、県、他市町、ライフライン事業者*と連携した総合防災訓練等を定期的実施する必要があります。

（事業継続の取組み推進）

- 現在、住宅用太陽光発電施設の導入率は約 9.27%（広島県平均 4.57%）となっており、今後も、災害時の電力供給遮断などの非常時にも活用できる自立・分散型電源の導入に向けた啓発を強化していく必要があります。[再掲]

推進方針

（防災拠点施設等の機能強化）

○防災拠点施設等における電力の確保 [再掲]

【行政機能】

- 常用電源喪失時に無補給で72時間電力を確保するための設備が整っていない、河内支所、豊楽支所、福富支所に、令和5（2023）年度までに、非常用発電設備の整備を進めます。

《主要事業》 ・庁舎等非常用設備整備事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
支所の 72 時間対応非常用発電設備設置率 (対象施設:5 支所)	40.0% (R2 年度)	100% (R5 年度)	管財課

○再生可能エネルギーの導入推進【再掲】

【行政機能】

○支所・出張所のほか、避難所指定施設等の市有施設について、E S C O事業※などの活用によって再生可能エネルギーの導入や自立分散型の省エネルギー設備の導入を進めます。

○災害等による停電時に、地域の太陽光発電等の電力を地域で融通し合う地域マイクログリッド※構築を研究し、災害に強い地域づくりを促進します。

《主要事業》 ・ E S C O事業※の推進 [E S C O事業※者]
・ 地域マイクログリッド※構築の研究 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
自立分散型エネルギー設備等の設置数	1 箇所 (R2 年度)	11 箇所 (R7 年度)	環境対策課
地域マイクログリッド※の研究件数	0 件 (R2 年度)	1 件 (R7 年度)	環境対策課

(災害対応力の強化)

○災害発生後の電力等の早期供給体制の構築【再掲】

【行政機能】

○本市ではライフライン事業者※と災害協定を締結し、災害発生後の電力等の早期供給体制を構築するため連携を図っています。また、毎年度実施する総合防災訓練を通じて、更なる連携強化を促進するとともに、災害発生時は道路等の被災状況の情報共有を図ることで早期復旧を図ります。

(事業継続の取組み推進)

○地域における自立・分散型エネルギー等の導入促進【再掲】

【環境】

○太陽光発電については一定程度普及（市内の消費電力量の17%程度）しているものの、蓄電池の普及はそこまでに至っていないため、引き続き、蓄電池等の設置補助金を交付し、再生可能エネルギーの活用推進を図ります。

《主要事業》 ・ スマートハウス※化支援補助金の交付 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
対世帯数FIT太陽光導入比 (資源エネルギー庁資料)(平成30年1月1日時点の対象世帯数:83,452世帯)	9.3% (H30 年度)	11.0% (R7 年度)	環境対策課
区域の再生可能エネルギーの導入比 (資源エネルギー庁資料)(平成30年度対象区域電気使用量:1,575,153 MWh)	17.0% (H30 年度)	21.0% (R7 年度)	環境対策課

リスクシナリオ
6-2

上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価のポイント

（水道管の耐震化、供給体制等の整備）

- 管路耐震化率は令和元（2019）年度末時点で 12.3%であり、今後は昭和 50 年代後半以降に布設された管路が法定耐用年数を超過し、老朽管が大幅に増加することから、更新・耐震化のペースを上げる必要があります。また、人命の保護、安全確保から災害拠点病院などの重要給水施設への管路及び基幹管路を優先して耐震化を図る必要があります。[再掲]
- 災害時に継続して給水が可能となるよう、浄水場、配水池及びポンプ所等の各施設においても、更新・耐震化を図る必要があります。
- 災害発生に備えて他水道事業体との応急復旧、応急給水に関する相互応援体制の整備を行い、定期的に訓練を実施していますが、より効果的な応援体制を構築すべく、内容を精査し、継続して訓練を実施する必要があります。

推進方針

（水道管の耐震化、供給体制等の整備）

○水道施設の耐震化、老朽化対策 [再掲]

【上水道、老朽化対策】

- 管路更新計画では、耐震性が低く漏水等の事故率が高い接着継手の硬質塩化ビニル管を優先して更新するとともに、耐震化を図ります。
- 管路耐震化計画では、災害拠点病院などの重要給水施設への管路及び基幹管路を優先して耐震化を図ります。
- 施設更新計画では劣化度や重要度等を基に決定した更新優先度の高い施設から更新・耐震化を図ることとしており、比較的新しい配水池については、別途、劣化補修と併せて耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行います。
- 浄水施設については、水道事業の広域化検討の推移を見据えながら、統廃合の検討を行う必要があります。送・配水施設についても効率的な水運用を行うため、施設の統廃合を進めます。

《主要事業》 ・管路更新（耐震化）事業 [市] ・施設更新（耐震化）事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
管路の耐震化率 (全管路延長:1,324km)	12.3% (R1 年度)	16.7% (R6 年度)	工務課

○応急給水体制の整備 [再掲]

【上水道】

- 応急給水拠点*である市立小中学校への訪問による説明活動、及びそれを前提とした住民自治協議会等地域住民への働きかけを行い、応急給水に対する理解の浸透を進めると同時に応急給水訓練の実施促進を図るとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽*の整備についても検討を行います。

○水道事業相互応援体制等の整備 [再掲]

【上水道】

- 他水道事業体との応援体制に基づく訓練へ継続して参加することにより、相互応援体制の強化を図ります。

脆弱性評価のポイント

(下水道施設の機能確保)

- 災害時においても衛生的な生活環境を確保するために、下水道処理施設のうち優先度の高い施設の耐震工事を実施し、直下型地震時でも最低限処理機能が確保できるよう計画的に事業を進め、対象施設の早期耐震化を図る必要があります。[再掲]
- 策定済みの下水道BCP※については、水害対策の観点を盛り込んでいないことから、耐水化計画の策定に合わせ見直しを行う必要があります。[再掲]

(環境保全)

- 浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進するとともに、浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築する必要があります。[再掲]
- 現在、本市におけるし尿処理は賀茂環境衛生センター、安芸津クリーンセンターの2施設で処理していますが、令和3（2021）年10月からは、新設する広島中央エコパークで処理を行うこととしており、災害発生時におけるし尿処理について、安定したし尿処理能力を確保できるよう適正な施設の維持管理、運営を行う必要があります。[再掲]

(公共土木施設等の老朽化対策)

- 本市では、これまでに管理してきた下水道処理場・ポンプ場施設等の老朽化が進んでいるため、定期的な調査を実施し、長寿命化計画を策定の上、設備の改築事業を行ってきましたが、今後、老朽化資産の増加によって、更なる維持管理費・改築更新費の増大が予想されることを踏まえ、令和元（2019）年度にストックマネジメント計画※を策定したことにより、リスク評価に基づく効果的な修繕改築計画を立案し、重要度の高い設備から計画的な改築更新を実施することとしています。
- 市内に4箇所ある農業集落排水処理施設のうち、建設年度の最も古い志和堀地区農業集落排水処理施設は、平成10（1998）年4月の供用開始から22年を経過し、設備の老朽化による不具合の発生率が年々増加傾向となっているため、平成30（2018）年度から施設長寿命化のための事業に着手しています。

推進方針

(下水道施設の機能確保)

○下水道施設の耐震化等〔再掲〕

【下水道】

○処理施設の耐震化については、ストックマネジメント計画※に基づく施設の改築等に合わせ、今後も計画的かつ効率的に事業を進めます。

○下水道施設の耐水化計画を令和3（2021）年度に策定し、本格的な施設の耐水化に着手します。

《主要事業》 ・東広島市下水道事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
処理施設耐震化率(対象施設:38 施設)	55.0% (R1 年度)	66.0% (R7 年度)	下水道施設課

○下水道業務継続体制の整備〔再掲〕

【下水道】

○耐水化計画の策定に合わせて下水道BCP※を改定し、水害発生時においても下水道施設の機能を維持又は早期回復できる対策を講じます。

《主要事業》 ・東広島市下水道事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
下水道BCP※改定	水害編未策定 (R2 年度)	水害編策定 (R3 年度)	下水道施設課

(環境保全)

○合併処理浄化槽の設置促進〔再掲〕

【環境】

○みなし浄化槽※から合併浄化槽に切り替えるに当たり、みなし浄化槽※を全部撤去した場合や、みなし転換に伴う宅内配管工事費への補助金の加算について、令和3（2021）年度以降においても継続して実施します。

○広報やホームページ、チラシ等で補助制度についてアピールしていくとともに、みなし浄化槽※からの切替を促進するための施策や広報手法について、県内他市町の状況を踏まえながら検討していきます。

《主要事業》 ・浄化槽設置整備事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
みなし浄化槽※の撤去補助金加算件数累計	62 件 (R1 年度)	342 件 (R7 年度)	環境対策課
小型浄化槽設置整備補助金交付件数累計	13,005 件 (R1 年度)	13,805 件 (R7 年度)	環境対策課

〇し尿処理対策の推進【再掲】

【環境】

- 「広島中央エコパーク」については令和3（2021）年10月の供用開始に向けて適切に施設整備を進めるとともに、稼働後は日常的な安定稼働はもちろんのこと、災害発生時にも安定した施設運営ができるよう、運転管理業務委託業者と連携強化を図ります。
- 賀茂環境衛生センター及び安芸津クリーンセンターについては広島中央エコパークの供用開始までは安定稼働できるよう適切な維持管理に努めます。
- 災害発生時、下水機能が不全になったときに備え、避難所等におけるトイレ対策として、簡易トイレ及び袋式トイレの備蓄を推進します。

《主要事業》 ・ 広島中央エコパーク整備事業【広島中央環境衛生組合】

（公共土木施設等の老朽化対策）

〇下水道施設の老朽化対策

【下水道、老朽化対策】

- 第Ⅰ期ストックマネジメント計画※に基づく設備の改築更新を計画的に実施し、5年～7年の期間ごとに前期計画の評価や見直しを行い、第Ⅱ期、第Ⅲ期とストックマネジメント計画※を継続して実施することで、持続可能な下水道事業の推進を図ります。

《主要事業》 ・ 東広島市公共下水道事業【市】

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
公共下水道更新対象施設更新率 (第Ⅰ期ストックマネジメント計画※分) (対象施設:55施設+マンホール蓋 240箇所)	0% (R2年度)	100% (R6年度)	下水道施設課

〇農業集落排水施設等の老朽化対策

【下水道、老朽化対策】

- 令和2（2020）年度の実施設計から本格的な設備の改築更新に着手し、令和4（2022）年度までの3年間で事業を完了します。

《主要事業》 ・ 東広島市下水道事業【市】

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
農業集落排水施設更新率(志和堀地区)(対象設備:27設備)	0% (R2年度)	100% (R4年度)	下水道施設課

リスクシナリオ
6-4

道路網が分断する等、交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価のポイント

（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）

- 災害時の物資を輸送する緊急輸送道路の確保や、災害発生時に避難場所等への安全かつ迅速に移動できる避難路等、市街地内の道路交通網の整備強化の必要があります。
- 西条第二地区地区内には幅員 4.0m未滿の道路が約 3 割存在し、車両の離合が困難な箇所や緊急車両による活動への支障が生じるため、自然災害発生時に各拠点へアクセス可能な交通網の整備の必要があります。
- 歩行者や通学路としての安全安心な交通形態の整備の必要があります。
- 地震や強風により電柱等が倒壊することで、緊急輸送道路など、災害時に活用する道路交通に支障が生じないように、電線類の地中化による無電柱化等を進める必要があります。

（防災インフラ、農林漁業基盤等の整備）

- 港湾・漁港施設については、利用者の安全・安心を確保しつつ、利便性の高い施設を保持していく必要がありますが、老朽化した施設が多くあることから、定期的な点検で早期発見し整備することで、信頼性を確保していく必要があります。[再掲]

（公共土木施設等の老朽化対策）

- 本市では、1,419 橋の橋梁を管理しており、その多くが架設後 40～50 年経過していることから、橋梁の老朽化に伴い道路ネットワークが機能不全に陥らないよう、計画的な点検、補修、更新により、長寿命化対策を推進する必要があります。

推進方針

（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）

○市街地等の防災性向上 [再掲]

【都市・地域保全・土地利用】

- 災害時の消防・救急・救命活動に支障となる狭小道路の改善、物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び避難場所等へ向かう幹線道路網の形成を行います。
- 幹線道路の歩行者の安全確保やバリアフリー化、渋滞解消等による交通処理の円滑化により、都市における人や物資等の円滑な移動の確保を図ります（都市計画道路の整備）。
- 公共施設の整備や住環境の向上を図るため、土地地区画整理事業を推進します。
- 西条第二地区において、地域の安全性・防災力を高めるため、防災機能を有する公園の整備を推進します。

- | | | |
|--------|-----------------------------|-----------------|
| 《主要事業》 | ・ 街路整備事業 [市] | ・ 交通結節点改善事業 [市] |
| | ・ 八本松駅前土地地区画整理事業 [市（県）] | ・ 都市公園事業 [市] |
| | ・ 八本松駅前土地地区画整理関連公共事業 [市（県）] | ・ 地区計画整備事業 [市] |

○地区計画道路の整備

【都市・地域保全・土地利用】

○地区内の地区計画道路27路線の整備を推進します。

《主要事業》 ・地区計画整備事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
西条第二地区地区計画道路の整備率	2.4% (R1 年度)	54.7% (R7 年度)	都市整備課

○無電柱化等の推進 [再掲]

【交通・物流】

○災害時に活用する道路を確保するため、必要に応じて市中心部等の無電柱化を進めていきます。

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

○港湾・漁港施設の整備・適正な維持管理 [再掲]

【都市・地域保全・土地利用】

○安芸津港港湾施設及び大芝北・大芝南漁港施設については、定期的な施設点検を継続するとともに、老朽化が進む施設の修繕等の整備を行います。また、修繕等の整備に当たっては、維持管理計画等に基づき、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図ります。

《主要事業》 ・港湾管理事業 [市] ・港湾施設長期保全事業 [市]
・漁港等管理事業 [市]

(公共土木施設等の老朽化対策)

○道路、橋梁の長寿命化対策

【老朽化対策】

○本市が管理する橋梁・トンネルについて、「東広島市橋梁個別施設計画」等に基づき、点検を実施し、措置を講ずる必要があると判断した場合は、計画的に補修を行っていきます。

《主要事業》 ・橋梁長期保全事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
道路橋の補修数	0 橋 (R1 年度)	131 橋 (R8 年度)	維持課

リスクシナリオ
6-5

防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価のポイント

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

○近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、河川護岸の崩壊や越水による被害も多数発生していることから、河川内に堆積した土砂で断面が不足している箇所は、浚渫による河道の確保を行う等、維持管理の強化を図るとともに、計画的な河川の整備を行う必要があります。[再掲]

○市内には、土砂災害の発生するおそれのある危険区域が多数ある中で、宅地造成等規制法による大規模盛土造成地も 211 箇所あり、近年の豪雨等の状況や将来予測される大地震を踏まえ、県と密接な連携のもと、砂防堰堤*や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備の促進を図るとともに、滑動崩落防止対策の検討を進める必要があります。また、森林を適正に管理し、治山堰堤*やその下流水路の整備等、森林の公益的機能の維持増進に努めていく必要があります。[再掲]

(災害対応力の強化)

○防災インフラ等の長期間にわたる機能不全を回避する必要があるため、応急・復旧活動を迅速に行える体制を充実させる必要があります。また、災害協定を締結してる各種建設関係団体と災害時における応急対策業務の支援について、復旧活動が迅速に行えるよう連携を図る必要があります。

推進方針

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

○河川整備及び管理の推進 [再掲]

【都市・地域保全・土地利用】

○本市が管理する河川については、災害により被災した河川や要望のあった未整備箇所を計画的に整備していきます。

○河川内に堆積した土砂の浚渫については、断面が阻害され河道の確保が必要な箇所の浚渫を実施していきます。

○県管理河川については、県・市が連携することで河川改修事業の促進に努めます。

《主要事業》 ・治水対策事業（河川整備）[市] [県] ・河川維持修繕事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
未整備河川の整備延長(累計)	—	900m (R7 年度)	河川港湾課

○土砂災害防止施設の整備促進【再掲】

【都市・地域保全・土地利用】

○国・県と連携し、砂防施設及び急傾斜地対策の工事を促進するとともに、市の急傾斜地対策工事等を計画的に進めます。

○花崗岩を主とした酸性岩が広く分布し、保水力に乏しい土壌に覆われているという地質特性を考慮して、防災対策を進めます。

《主要事業》 ・ 砂防事業〔県〕 ・ 急傾斜地崩壊対策事業〔県〕
・ 急傾斜地崩壊対策事業〔市〕 ・ 小規模崩壊地復旧事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
市が対策工事を行う保全対象家屋の戸数	14戸 (R1年度)	60戸 (R6年度)	河川港湾課

○大規模盛土造成地の変動予測調査の推進【再掲】

【都市・地域保全・土地利用】

○大規模盛土造成地の変動予測調査を実施し、滑動崩落防止対策を検討していきます。

《主要事業》 ・ 宅地耐震化推進事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画及び中期事業計画の策定	48.0% (R2年度)	100% (R4年度)	開発指導課
中期事業計画に基づく第2次スクリーニングの実施	0% (R2年度)	100% (R7年度)	開発指導課

(災害対応力の強化)

○災害時の応急復旧体制の整備

【行政機能】

○危険の除去、応急的な復旧等に早期に着手できるよう、被災状況の迅速に把握できるよう、現地確認班（復旧対応班）の体制整備を推進します。

事前に備えるべき目標 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ
7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生

脆弱性評価のポイント

(消防体制の整備)

- 大規模・複雑化する災害時に迅速かつ効果的な活動ができるよう、引き続き、訓練等の充実に努めるとともに、消防施設をはじめ、緊急車両・資機材の計画的な更新を進め、消防体制の充実強化を図る必要があります。また、高機能消防指令センターの適切な維持管理の必要があります。[再掲]
- 災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、緊急消防援助隊*受援時の連携体制の強化や円滑な運用体制の強化を図る必要があります。[再掲]
- 災害時の活動拠点となる消防ポンプ格納庫について、合併旧町において分散して設置されており、老朽化した格納庫を待機室等を備えた統合格納庫に整備する必要があります。
- 災害発生時は、危険物品等の飛散・漏えいにより爆発及び速燃的な火災が発生し拡大するおそれがあるため、危険物施設等との連携、県、自衛隊、海上保安庁等との連携体制の構築を図る必要があります。

(火災予防対策の推進)

- 住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れにより火災を感知しなくなる可能性があるため、概ね 10 年を目安に交換が必要となります。未設置の住宅に設置を促すこと及び設置から 10 年以上の場合は取り換えを促していく必要があります。

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

- 火災延焼危険の高い木造密集地域では、多くの消防水利は消火栓となっており、地震発災時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、消防水利の多様化が必要であり、木造密集地域へ耐震性貯水槽*の整備の必要があります。
- 消防車・救急車など緊急車両が通行可能な道路の確保、災害発生時に避難場所等への安全かつ迅速に移動できる避難路等、市街地内の道路交通網の整備強化と併せ、防火地域等の指定、土地区画整理等の取組みを推進していく必要があります。

(防災拠点施設等の機能強化)

- 「東広島市地域防災計画」では、東広島運動公園を広域避難場所として、また、体育館は避難所や救援物資集積場所として指定しています。東広島運動公園は、平成 4（1992）年に開園しており約 30 年経過していることもあり老朽化が心配され大規模な保全や修繕が必要な時期となっています。

(地域防災力の向上)

- 災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、引き続き、自主防災組織*の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要があります。[再掲]

推進方針

(消防体制の整備)

○消防活動拠点の耐災害性強化〔再掲〕

【消防】

- 消防施設整備更新計画に基づき、計画的に修繕を行い施設の長寿命化を図ります。
- 食料等を備蓄し、消防活動の長期化に備えます。
- 非常電源を維持管理し、停電時に備えます。

《主要事業》 ・消防庁舎等整備事業及び施設等管理事業〔市〕
・非常食料の備蓄事業〔市〕

○消防広域応援体制の整備推進〔再掲〕

【消防】

- 災害時に他県から応援に来る緊急消防援助隊*との連携体制の強化等を図ります。

○消防団の充実強化〔再掲〕

【消防】

- 消防団と自主防災組織*等との顔の見える関係づくりを構築し、連携体制の強化を図るとともに、災害に備える活動体制の浸透を図り、地域防災力の向上を目指します。
- 消防団車両及び消防団活動に必要な安全装備品の計画的な配備（更新）を行うとともに、活動拠点となる格納庫については、老朽化した格納庫を順次統廃合し、待機室等を備えた統合格納庫の整備を進めていきます。

《主要事業》 ・消防団活動事業〔市〕
・消防団施設等整備管理事業〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
消防団員充足率(条例定数:1,637人)	95.0% (R1年度)	100% (R7年度)	消防総務課
統合格納庫整備数	26棟 (R1年度)	29棟 (R7年度)	消防総務課

○危険物施設等の災害時連携体制の確立

【消防】

- 危険物施設等との連携、県、自衛隊、海上保安庁等との連携体制の構築を図ります。
- 危険物施設等における流出等の事故の原因を効果的・効率的に究明できるような制度及び体制を整備していきます。
- 技術基準の見直し等を県又は国に要請するなど、安全性の向上に努めていきます。

(火災予防対策の推進)

○住宅用火災警報器の設置・維持管理の奨励等【再掲】

【消防】

○住宅用火災警報器（連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器を推奨）の設置・維持管理に関する広報を推進していきます。

○各家庭で行う地震火災の火災予防対策として次の項目を周知・指導していきます。

- ・住まいの耐震性を確保する。
- ・家具等の転倒防止対策（固定）を行う。
- ・感震ブレーカー※を設置する。
- ・ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない。
- ・住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する。

《主要事業》 ・ 予防事務 [市] ・ 地域生活支援事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
住宅用火災警報器の設置率(令和 2 年 7 月 1 日時点の調査対象世帯数:309 世帯)	81.0% (R2 年度)	90.0% (R7 年度)	予防課

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

○消防水利の整備推進【再掲】

【消防】

○火災延焼危険の高い木造密集地域及び消防水利が不足している地域へ耐震性貯水槽※の整備を行います。

《主要事業》 ・ 消防水利事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
水利脆弱地域の耐震性貯水槽※整備数	0 基 (R2 年度)	23 基 (R7 年度)	警防課
木造密集地域の耐震性貯水槽※整備数	0 基 (R2 年度)	2 基 (R7 年度)	警防課

○防火地域等の指定【再掲】

【都市・地域保全・土地利用】

○市街地における防災性の向上を図るため、防火地域・準防火地域の指定を検討するとともに、建築物に対する防火対策の指導を適切に行います。

○市街地等の防災性向上【再掲】

【都市・地域保全・土地利用】

○災害時の消防・救急・救命活動に支障となる狭小道路の改善、物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び避難場所等へ向かう幹線道路網の形成を行います。

○幹線道路の歩行者の安全確保やバリアフリー化、渋滞解消等による交通処理の円滑化により、都市における人や物資等の円滑な移動の確保を図ります（都市計画道路の整備）。

○公共施設の整備や住環境の向上を図るため、土地区画整理事業を推進します。

○西条第二地区において、地域の安全性・防災力を高めるため、防災機能を有する公園の整備を推進します。

- 《主要事業》 ・ 街路整備事業 [市] ・ 交通結節点改善事業 [市]
 ・ 八本松駅前土地区画整理事業 [市 (県)] ・ 都市公園事業 [市]
 ・ 八本松駅前土地区画整理関連公共事業 [市 (県)] ・ 地区計画整備事業 [市]

(防災拠点施設等の機能強化)

○広域避難場所、救援物資集積場所の確保

【都市・地域保全・土地利用】

○広域避難場所の機能を有する東広島運動公園を整備することで、災害発生時の避難場所を確保し、防災機能の強化を図ります。

○運動公園の健全度を判断し、適正に保全と修繕の計画を策定します。

- 《主要事業》 ・ 都市公園事業 [市] ・ 都市公園安全・安心対策事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
東広島運動公園 避難地面積	19.8ha (R2 年度)	23.8ha (R6 年度)	都市整備課
東広島運動公園 長寿命化策定	未策定 (R2 年度)	策定 (R4 年度)	都市整備課

(地域防災力の向上)

○自主防災組織※の充実・強化 [再掲]

【行政機能】

○災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できるよう、各地区に地域防災リーダー※を育成し、自主防災組織※の能力向上を図ります。

- 《主要事業》 ・ 自主防災活動促進事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
地域防災リーダー※2 名がいる自主防災組織※数	11 地区 (R1年度)	48 地区 (R7 年度)	危機管理課

リスクナラ
7-2

海上・臨海部の広域複合災害の発生

脆弱性評価のポイント

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

- 国や県と相互に連携して、各海岸保全施設の情報等を正確に把握・共有し、人命保護の観点から、整備を推進していく必要があります。[再掲]
- 港湾・漁港施設については、利用者の安全・安心を確保しつつ、利便性の高い施設を保持していく必要がありますが、老朽化した施設が多くあることから、定期的な点検で早期発見し整備することで、信頼性を確保していく必要があります。[再掲]
- 県では、プレジャーボートの適正な保管と秩序ある水域利用の確保を図るため、「放置艇解消のための基本方針」を定めて放置艇対策に取り組んでおり、約 330 艇の放置艇がある本市においても、県と連携のもと、「放置等禁止区域」の段階的な指定、沈没船の撤去等を促進し、放置艇解消に取り組むとともに、プレジャーボートの適正保管について普及啓発する必要があります。

(環境保全)

- 地震や津波、大規模火災等により、有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設などが有害物質を公共用水域等へ流出するのを抑制する必要があります。

推進方針

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

○海岸保全施設の整備推進 [再掲]

【都市・地域保全・土地利用】

- 安芸津港海岸及び大芝北・大芝南漁港海岸の背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、利便性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の定期的な点検、計画的な整備及び老朽化施設の補修・改良を進めます。

- 《主要事業》 ・港湾施設長期保全事業 [市] ・治水対策事業（高潮対策）[市]
・港湾管理事業 [市] ・漁港等管理事業 [市]

○港湾・漁港施設の整備・適正な維持管理 [再掲]

【都市・地域保全・土地利用】

- 安芸津港港湾施設及び大芝北・大芝南漁港施設については、定期的な施設点検を継続するとともに、老朽化が進む施設の修繕等の整備を行います。また、修繕等の整備に当たっては、維持管理計画等に基づき、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図ります。

- 《主要事業》 ・港湾管理事業 [市] ・港湾施設長期保全事業 [市]
・漁港等管理事業 [市]

○放置艇対策の推進

【産業構造】

○放置等禁止区域を定め、放置艇解消に取り組みます。

《主要事業》 ・港湾周辺整備事業 [市] ・港湾管理事業 [市] ・漁港等管理事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
放置艇数	330 艇 (R2 年度)	0 艇 (R5 年度)	建設管理課

(環境保全)

○有害物質流出対策の推進

【環境】

○水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設については、対象施設を保有する事業所に立入検査を行い、構造確認を行います。

リスクシナリオ
7-3

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

脆弱性評価のポイント

（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）

- 緊急輸送道路沿道等において、地震時の倒壊等により当該道路の通行の妨げとなるおそれのある建築物の耐震化を促進させ、緊急輸送道路の通行を確保する必要があります。
- がけ地近接等危険住宅移転事業・建築物土砂災害対策改修促進事業（補助金）により、がけ地の崩壊等によって、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅の所有者に対し、補助制度の概要等に関する情報提供を市ホームページで行うなど、除去・移転・安全対策の促進を図っているものの、近年では補助の活用実績がないことが課題となっています。
- 地震や強風により電柱等が倒壊することで、緊急輸送道路など、災害時に活用する道路交通に支障が生じないように、電線類の地中化による無電柱化等を進める必要があります。〔再掲〕
- 災害発生時の安全円滑な通行を確保するため、道路の地下構造物の老朽化対策・耐震対策等の計画的な推進、及び道路占用物件の埋設位置・老朽化対策・耐震対策等、占用者に対して適切な指導を徹底する必要があります。

（災害対応力の強化）

- 道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険箇所の解消を進めていますが、災害発生時において集落等への連絡道路が途絶しないよう、広島県建設業協会をはじめとする関係機関と災害時協力協定による道路啓開体制を整備し、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要があります。〔再掲〕

（情報収集・伝達体制の整備）

- 『平成 30 年 7 月豪雨災害』では市内各所で浸水被害が生じ、道路浸水や法面崩壊等により全面通行止め、通行車両が水没する等の事故が発生しており、通行の安心・安全を確保するための取組みを進めていく必要があります。

推進方針

（緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化）

○住宅・民間建築物の耐震化〔再掲〕

【都市・地域保全・土地利用】

- 木造住宅の耐震診断・耐震改修については、市民への啓発を行うとともに、既存補助制度の見直しや耐震改修設計に対する補助制度の創設等についての検討を行います。
- 緊急輸送道路沿道建築物、広域緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断・耐震改修に関する啓発を行うとともに、補助制度の拡充についての検討を行います。
- ブロック塀等については、広報紙等による安全点検や補助制度の周知を図ることで、危険なブロック塀等の除去等の促進を図ります。

- 《主要事業》
- ・木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業〔市〕
 - ・緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業〔市〕
 - ・広島県広域緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業〔県〕
 - ・要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業〔市〕
 - ・ブロック塀除却費等補助事業〔市〕

○無電柱化等の推進【再掲】

【交通・物流】

○災害時に活用する道路を確保するため、必要に応じて市中心部等の無電柱化を進めていきます。

○地下構造物の耐震化、点検、修復等

【交通・物流】

○災害時の道路地下構造物が原因での通行障害を防止するため、道路の占用者に対して老朽化対策等の適切な指導を行っていきます。

（災害対応力の強化）

○災害時の道路啓開体制の確保【再掲】

【交通・物流】

○民間工事業者等の関係機関と防災協定等を締結することで、災害が発生しても即時に道路啓開ができる体制を整備します。

（情報収集・伝達体制の整備）

○道路・交通情報の提供【再掲】

【交通・物流】

○市民からの通報を受けた現地確認班（復旧対応班）の現地調査等により、市道の通行不能な位置を把握し、情報提供ができる体制の整備を図ります。

脆弱性評価のポイント

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

- 市内には、土砂災害の発生するおそれのある危険区域が多数ある中で、宅地造成等規制法による大規模盛土造成地も 211 箇所あり、近年の豪雨等の状況や将来予測される大地震を踏まえ、県と密接な連携のもと、砂防堰堤*や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備の促進を図るとともに、滑動崩落防止対策の検討を進める必要があります。また、森林を適正に管理し、治山堰堤*やその下流水路の整備等、森林の公益的機能の維持増進に努めていく必要があります。[再掲]
- 本市にはため池が、4,000 箇所以上あり、ため池耐震・豪雨診断等の点検結果に基づいた適切な対策と地震等で堤体が損壊した際の浸水想定区域を周辺住民へ周知していく必要があります。
- 森林は、山地災害の防止や土壌の保全など防災に関する公益的機能を有していますが、近年は、松枯れ被害や林業従事者の高齢化により荒廃が進んでいます。今後も、森林の有する公益的機能を維持するためには、森林組合との共同による効率的な森林施業に取り組むとともに、林業従事者の育成を促進し、森林の適正な保全と整備を図る必要があります。

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

- 中山間地域等の交通難所については、他の道路管理者とも連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要があります。[再掲]

(災害対応力の強化)

- 防災インフラ等の長期間にわたる機能不全を回避するため、応急・復旧活動を迅速に行える体制を充実させる必要があります。また、災害協定を締結してる各種建設関係団体と災害時における応急対策業務の支援について、復旧活動が迅速に行えるよう連携を図る必要があります。[再掲]

(地域防災力の向上)

- 想定される土砂・浸水被害のリスクに備えるため、減災対策として、土砂災害・洪水・高潮・津波ハザードマップを活用し、市民の危機管理意識の向上に努める必要があります。

(公共土木施設等の老朽化対策)

- 基幹的な農業用施設については、計画的な改修・修繕を実施する必要があり、施設管理者との合意形成を図りつつ、ため池等の農業用施設の改修等を進める必要があります。

推進方針

(防災インフラ、農林漁業基盤等の整備)

〇土砂災害防止施設の整備促進【再掲】

【都市・地域保全・土地利用】

○国・県と連携し、砂防施設及び急傾斜地対策の工事を促進するとともに、市の急傾斜地対策工事を計画的に進めます。

○花崗岩を主とした酸性岩が広く分布し、保水力に乏しい土壌に覆われているという地質特性を考慮して、防災対策を進めます。

《主要事業》 ・砂防事業【県】 ・急傾斜地崩壊対策事業【県】
・急傾斜地崩壊対策事業【市】 ・小規模崩壊地復旧事業【市】

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
市が対策工事を行う保全対象家屋の戸数	14戸 (R1年度)	60戸 (R6年度)	河川港湾課

〇大規模盛土造成地の変動予測調査の推進【再掲】

【都市・地域保全・土地利用】

○大規模盛土造成地の変動予測調査を実施し、滑動崩落防止対策を検討していきます。

《主要事業》 ・宅地耐震化推進事業【市】

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画及び中期事業計画の策定	48.0% (R2年度)	100% (R4年度)	開発指導課
中期事業計画に基づく第2次スクリーニングの実施	0% (R2年度)	100% (R7年度)	開発指導課

〇ため池耐震・豪雨診断等の点検結果による適切な対策

【都市・地域保全・土地利用】

○ため池耐震・豪雨診断等の点検結果に基に、関係者の協力を得ながら、適切な管理に努めます。

《主要事業》 ・県事業（農業用施設の整備）【県】 ・農業用施設整備事業【市】

〇ため池ハザードマップの整備

【産業構造】

○自然災害の発生日点（ため池）から、被害の範囲を予測した地図を作成し、災害発生時には地域住民の迅速かつ的確な避難を促します。

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
浸水想定区域図の作成・公表箇所数	0箇所 (R1年度)	2,136箇所 (R7年度)	河川港湾課

○森林の多面的機能の発揮【再掲】

【都市・地域保全・土地利用・産業構造】

○治山をはじめとした森林の多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業振興、木材生産、里山の保全、林内道路の整備、木質バイオマスなどの森林資源の有効活用など、山林所有者及び森林組合等へ継続して支援を行うとともに、策定予定の森林管理マスタープランにより今後の森林施策の方針を定めます。

○国・県と連携し、治山施設の工事、点検や不具合ヶ所の修繕を促進します。

○治山堰堤※下流の水路について、整備を進めます。

- 《主要事業》
- ・森林環境保全事業〔市〕
 - ・森林経営管理事業〔市〕
 - ・ひろしまの森づくり事業〔市〕
 - ・賀茂バイオマスセンターの活用推進〔市〕
 - ・県営治山事業〔県〕
 - ・治山堰堤※下流水路の整備〔市〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
造林面積	875ha (R1 年度)	1,215ha (R6 年度)	農林水産課

(緊急輸送道路等の確保、都市防災機能の強化)

○多重型道路ネットワークの整備【再掲】

【交通・物流】

○山陽自動車道や国が整備する国道、県が整備する幹線道路などの整備により、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。

○国・県の道路管理者と連携し、災害時の情報共有等相互に協力できる体制を構築します。

○国・県・市の整備による災害に強い道路ネットワークの形成を図る高規格道路、街路、市道等の整備を進めることで、重要物流道路と代替補完路の強化や災害時の物資の輸送を行う緊急輸送路の強化及び消防・救急・救命活動並びに避難場所へ向かう道路網の形成を図ります。

- 《主要事業》
- ・スマートIC※の整備〔国(NEXCO)〕
 - ・直轄国道の整備〔国〕
 - ・県が整備する国道・県道の道路事業〔県〕
 - ・街路整備事業〔市〕
 - ・交通結節点改善事業〔市〕
 - ・地区計画整備事業〔市〕
 - ・八本松駅前土地区画整理事業〔市(県)〕
 - ・幹線市道整備事業〔市〕
 - ・八本松駅前土地区画整理関連公共事業〔市(県)〕

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
国道・県道整備率(対象路線:6 路線)	15.0% (H30 年度)	39.0% (R6 年度)	都市計画課
幹線市道の整備率(対象路線:11 路線)	9.0% (R1 年度)	35.0% (R7 年度)	道路建設課

（災害対応力の強化）

○災害時の応急復旧体制の整備【再掲】

【行政機能】

○危険の除去、応急的な復旧等に早期に着手できるよう、被災状況の迅速に把握できるよう、現地確認班（復旧対応班）の体制整備を推進します。

（地域防災力の向上）

○災害リスクの周知【再掲】

【リスクコミュニケーション】

○防災訓練や出前講座等を通じて、災害リスクの周知を行い、地域の防災力の向上、市民の防災意識の高揚及び危機管理意識の向上に努めます。

（公共土木施設等の老朽化対策）

○基幹農業水利施設の老朽化対策【再掲】

【老朽化対策】

○老朽化したため池等の農業用施設の改修等を行い、適切な維持管理を推進します。

《主要事業》 ・ 県事業（農業用施設の整備）[県] ・ 農業用施設整備事業 [市]

リスクナラ
7-5

有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

脆弱性評価のポイント

(環境保全)

- 地震や津波、大規模火災等により、有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設などが有害物質を公共用水域等へ流出するのを抑制する必要があります。[再掲]
- 有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の強化を図る必要があります。
- 災害時のアスベスト飛散のリスクを低減するため、吹き付け材を使用した建築物のアスベスト対策措置状況の継続把握を進める必要があります。

推進方針

(環境保全)

○有害物質流出対策の推進 [再掲]

【環境】

- 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設については、対象施設を保有する事業所に立入検査を行い、構造確認を行います。

○アスベストの飛散対策

【環境】

- アスベストを使用している市有建物については飛散防止措置を講じるとともに、大規模改修時等に適正な手法で撤去していきます。
- 民間建築物については、アンケートにより判明した飛散性アスベストの混入が懸念される建物所有者に継続して文書を送付し、調査実施を促進して、健康障害予防を図ります。
- その他の建築物については、ホームページや広報紙等とおして、適切に管理されるよう情報を提供し、啓発を行います。

《主要事業》 ・ 民間建築物アスベスト対策事業 [市]

リスクシナリオ
7-6

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価のポイント

（防災インフラ、農林漁業基盤等の整備）

- 農業者の早期の経営再建に向け農地・農業用施設の復旧に取り組むとともに、防災・減災につながる体制の構築と未来を見据えた復興を着実に推進する必要があります。復旧の遅れは離農につながり、農家数の減少や高齢化は農業の担い手不足にとどまらず、農道や水路、ため池等の農業用施設の保全や集落のコミュニティを維持していく上で大きな影響を及ぼす問題です。
- 農地に係る用排水路やため池などの機能は、日本型直接支払制度等を活用して地域の共同活動により維持していることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、支援制度の周知も含め、広く啓発する必要があります。
- 森林は、山地災害の防止や土壌の保全など防災に関する公益的機能を有していますが、近年は、松枯れ被害や林業従事者の高齢化により荒廃が進んでいます。今後も、森林の有する公益的機能を維持するためには、森林組合との共同による効率的な森林施業に取り組むとともに、林業従事者の育成を促進し、森林の適正な保全と整備を図る必要があります。〔再掲〕

推進方針

（防災インフラ、農林漁業基盤等の整備）**○災害からの早期復旧****【行政機能】**

- 営農意欲の継続への取組みとして、農業資金に関する相談や受益者負担金軽減等によるソフト対策とともに、仮設水路などの緊急応急措置や、災害復旧工事に係る随意契約や変更契約等の制度拡充、複数の工事箇所や工種をまとめた発注、JV（ジョイントベンチャー）※制度による工事規模の大型化などのハード対策など、平成30年7月豪雨災害復旧事業の経験を活かして、早期に復旧を図ります。

○農地・農業水利施設等の適切な保全管理〔再掲〕**【産業構造】**

- 土地改良事業は、農業生産基盤の安定化を図るとともに、農地所有適格法人等への農地の流動化を促進し、効率的な農業を推進するために欠かせない事業であり、今後も継続して実施するとともに、改正土地改良法に基づく農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、効率的で生産性の高い農業経営に取り組める環境づくりを進めます。
- 多面的機能支払は、農地・農業用施設等の資源の適切な保全と農村の集落機能の維持向上を図るため、地域ぐるみの共同活動や農業用施設の長寿命化対策を継続して支援するとともに、農地保全・景観形成事業については、引き続き事業効果を検証しつつ、制度のあり方を検討します。
- 中山間地域直接支払の対象となる農業生産条件の不利な地域においては、耕作放棄地の増加、農地の持つ多面的機能や集落の維持が難しくなることが懸念されている中、令和2（2020）年度から第5期対策となることから、今後も継続して事業を実施できるよう、支援を行う必要があります。

《主要事業》 ・土地改良事業の促進 [市] ・農業生産・保全活動の促進 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
日本型直接支払制度(多面的機能支払及び中山間地域直接支払)で保全されている農地の割合(令和元年度対象農振農用地面積:5,258.8ha)	62.0% (R1 年度)	62.0% (R6 年度)	農林水産課

○森林の多面的機能の発揮 [再掲]

【都市・地域保全・土地利用・産業構造】

○治山をはじめとした森林の多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業振興、木材生産、里山の保全、林内道路の整備、木質バイオマスなどの森林資源の有効活用など、山林所有者及び森林組合等へ継続して支援を行うとともに、策定予定の森林管理マスタープランにより今後の森林施策の方針を定めます。

○国・県と連携し、治山施設の工事、点検や不具合ヶ所の修繕を促進します。

○治山堰堤※下流の水路について、整備を進めます。

《主要事業》 ・森林環境保全事業 [市] ・森林経営管理事業 [市]
・ひろしまの森づくり事業 [市] ・賀茂バイオマスセンターの活用推進 [市]
・県営治山事業 [県] ・治山堰堤※下流水路の整備 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
造林面積	875ha (R1 年度)	1,215ha (R6 年度)	農林水産課

事前に備えるべき目標8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ
8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価のポイント

(廃棄物処理対策の推進)

- 災害廃棄物処理計画は平成30（2018）年3月に策定済みですが、実際に災害が発生した際には、当該災害に係る実行計画を策定し、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に当たる必要があります。
- 現在、本市におけるごみ処理は広島中央環境衛生組合で行っており、可燃ごみは賀茂環境衛生センター、竹原安芸津環境センターで、その他のごみは賀茂環境センター、竹原安芸津最終処分場の4施設で処理しています。令和3（2021）年10月からは、可燃ごみは新設する広島中央エコパークで、その他のごみは賀茂環境センターの2施設で処理を行うこととしており、災害時におけるごみ処理については、安定したごみ処理能力を確保できるよう適正な施設の維持管理、運営を行う必要があります。

推進方針

(廃棄物処理対策の推進)

○災害廃棄物処理計画の策定

【環境】

- 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うために、『平成30年7月豪雨』における災害廃棄物の処理方法なども踏まえた、平時から災害を想定した訓練の実施やマニュアルの整備に取り組めます。

《主要事業》 ・ 災害廃棄物処理事業 [市]

○ごみ処理能力の確保

【環境】

- 「広島中央エコパーク」については令和3（2021）年10月の供用開始に向けて適切に施設整備を進めるとともに、稼働後は日常的な安定稼働はもちろんのこと、災害発生時にも安定した施設運営ができるよう、運転管理業務委託業者と連携強化を図ります。
- 賀茂環境センターについては34年が経過し施設の老朽化も進んでいることから、施設の維持管理計画を策定し長寿命化を図るとともに、災害時にも安定稼働できるよう適切な維持管理を推進します。
- 賀茂環境衛生センター、竹原安芸津環境センター及び竹原安芸津最終処分場については広島中央エコパークの供用開始までは安定稼働できるよう適切な維持管理に努めます。

《主要事業》 ・ 広島中央エコパーク整備事業 [広島中央環境衛生組合]

リスクシナリオ
8-2

復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価のポイント

(災害対応力の強化)

- 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資器材の備蓄、情報連絡網の整備・更新等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めていますが、震災時における連絡体制の整備や被災建築物及び被災宅地の危険度を判定する技術者の育成・確保に向けた一層の取組みを推進していく必要があります。
- 被災者ができるだけ早期に生活再建できるよう、助け合い活動、ボランティア活動が円滑に行える体制の構築を図っていく必要があります。
- 建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧など、地域の安全・安心を担っていますが、市内の建設業就業者数は年々減少し、年齢構成では若年層の割合が低く、高齢化が進行していることから、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を図っていく必要があります。

(復旧・復興に向けた体制の整備)

- 災害により甚大な被害が発生した場合は、応急復旧と同時に、本格的な災害復旧を行うため復旧・復興プランの作成が必要となります。

推進方針

(災害対応力の強化)

○相互応援体制の推進、受援計画の策定【再掲】

【行政機能】

- 必要な資源が確保されるよう業務実施計画(BCP)の見直しを適宜行うとともに、不足するリソースに応じて、応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員等の受け入れが迅速かつ効果的に行えるよう、連絡体制や集結場所、活動内容の調整に関する事等をあらかじめ定めた受援計画の策定に取り組めます。

○被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

【都市・地域保全・土地利用】

- 円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施する被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士を養成するとともに、実施体制の整備を推進します。

《主要事業》 ・災害時における実施体制の整備 [市]

○建設業の担い手の確保

【産業構造】

○建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保のため、著しく短い工期による請負契約の禁止等適正な工期設定や施工時期の平準化などによる長時間労働の是正、社会保険への加入の要件化などの現場の処遇改善、工事現場の技術者の配置要件に関する規制の合理化やICT*施工などの情報通信技術の活用などの仕事の効率化による生産性向上、適切な入札制度の構築による地域建設産業の持続性確保等、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保のための働き方改革の促進が図られるよう、公共工事の発注者として発注関係事務を適切に運用します。

○ボランティアの円滑な活動の推進

【保健医療・福祉】

○災害ボランティアセンターと連携し、災害時に専門的な技術を要する支援活動と、一般のボランティア活動が相互に連携（役割分担）して円滑に活動できるよう必要な取り組みを行います。また、地域防災力の向上にあわせて、災害時の助け合い活動につながる講演会などを行い、災害時に活動できる人材を養成するほか、発災後安全が確保され次第活動できるよう体制を構築します。

（復旧・復興に向けた体制の整備）

○復旧・復興プランの作成

【行政機能】

○災害の発生後、被災者の生活再建や生活環境の整備、経済活動の支援を最優先とした暮らし・産業基盤・インフラの再生に速やかに取り組むための復旧・復興プランを作成します。

リスクシナリオ
8-3

風評被害や地域コミュニティの衰退、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価のポイント

(治安の悪化、社会の混乱防止対策)

- 災害時における公共の安全と秩序の維持を図るため、防犯灯・防犯カメラの整備を進めるとともに、防犯パトロール体制を整備し、地域における防犯力の一層の強化を図る必要があります。
- 警察と連携して、避難所の治安の確保に必要な体制、装備・資機材の充実強化を図る必要があります。
- 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要があります。

推進方針

(治安の悪化、社会の混乱防止対策)

○地域における防犯連携体制の構築

【行政機能】

- 災害時における犯罪の未然防止を図り、市民生活の安全を確保するため、継続して防犯灯及び防犯カメラの設置に対し補助金を交付する。また、防犯関係団体等との緊密な連携により、自主防犯活動を育成し、市民の防犯意識を高揚させ、安全・安心なまちづくりの実現を目指します。

《主要事業》 ・ 防犯推進事業 [市]

重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
JR駅周辺等への防犯カメラの設置	10 台 (R1 年度)	12 台 (R7 年度)	危機管理課
住民自治協議会等への防犯灯の設置助成	15,500 灯 (R1 年度)	15,920 灯 (R7 年度)	危機管理課
住民自治協議会等への防犯カメラの設置補助	0 台 (R1 年度)	30 台 (R7 年度)	危機管理課

○適切な情報発信

【行政機能】

- 災害発生後において、被害状況だけでなく幹線道路等の復旧状況などについても適切に情報発信を行うことで風評被害の防止を図ります。

リスクシナリオ 8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
----------------	---

脆弱性評価のポイント

（文化財の保護） ○文化財の耐震化や災害時の緊急対応等について、文化財の所有者等の意識向上を図るとともに、文化財の喪失を防ぐため、平時から市民の文化財保護意識を醸成する必要があります。 ○関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう、体制の整備を推進していく必要があります。 ○市内の有形無形の文化財等を把握するとともに映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブ※しておく必要があります。

推進方針

（文化財の保護）

○文化財保護対策の推進	【リスクコミュニケーション】
-------------	----------------

○万が一の文化財の被災に備え、所有者・管理者からの通報体制を強化するとともに、必要な応急措置及び適切な対応がとれるよう市内文化財の総合的な防災計画を策定し、文化財建造物等を対象とした文化財自主防災団体の組織化を図ります。また、未指定文化財については、早急にその所在及び概要を把握・記録し、出前講座等を通じて地域の文化財に対する保護意識の向上を図ります。 ○文化財防火デーをはじめとする防火・防災訓練等により、文化財に対する地域の防災力の向上に努めます。
--

《主要事業》 ・文化財保存活用地域計画策定事業〔市〕 ・文化財基礎調査事業〔市〕			
重要業績指標(KPI)	現状	目標等	所管課
文化財防災団体の登録数	0 団体 (R2 年度)	3 団体 (R4 年度)	文化課

第6章 施策の重点化

1 重点化の考え方

自然災害等の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要であり、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針においては、「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされています。

本市では、「どこでも起こりうる直下の地震（マグニチュード6.9、最大震度6強）」のように大規模な地震が発生した場合、これまでに経験したことないような甚大な被害が想定されていること、また、本市には土砂災害危険箇所が多数あり、過去に発生した土砂災害においても、多くの尊い命が失われていることから、本計画では、国計画や県計画を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

また、平成28（2016）年4月の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、市民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことが明らかとなったことから、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

■ 重点的に対応すべき事態を選定する要素

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命の保護に直接関わる事態② 行政機能の大幅な低下につながる事態 |
|---|

2 重点化する項目

重点化の考え方を踏まえ、次の11の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に関する施策を重点化の対象とします。

なお、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて重点化プログラムの見直しや新たな設定を行うものとします。

■ 重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

【人命保護に直接関わる事態】（10 事態）	
1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地・不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
1-2	津波等による多数の死者の発生
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・介護機能の麻痺
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	災害時に必要な情報が不足し、避難行動や救助・支援が遅れる事態
6-4	道路網が分断する等、交通インフラの長期間にわたる機能停止
【行政機能の大幅な低下につながる事態】（1 事態）	
3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

第7章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

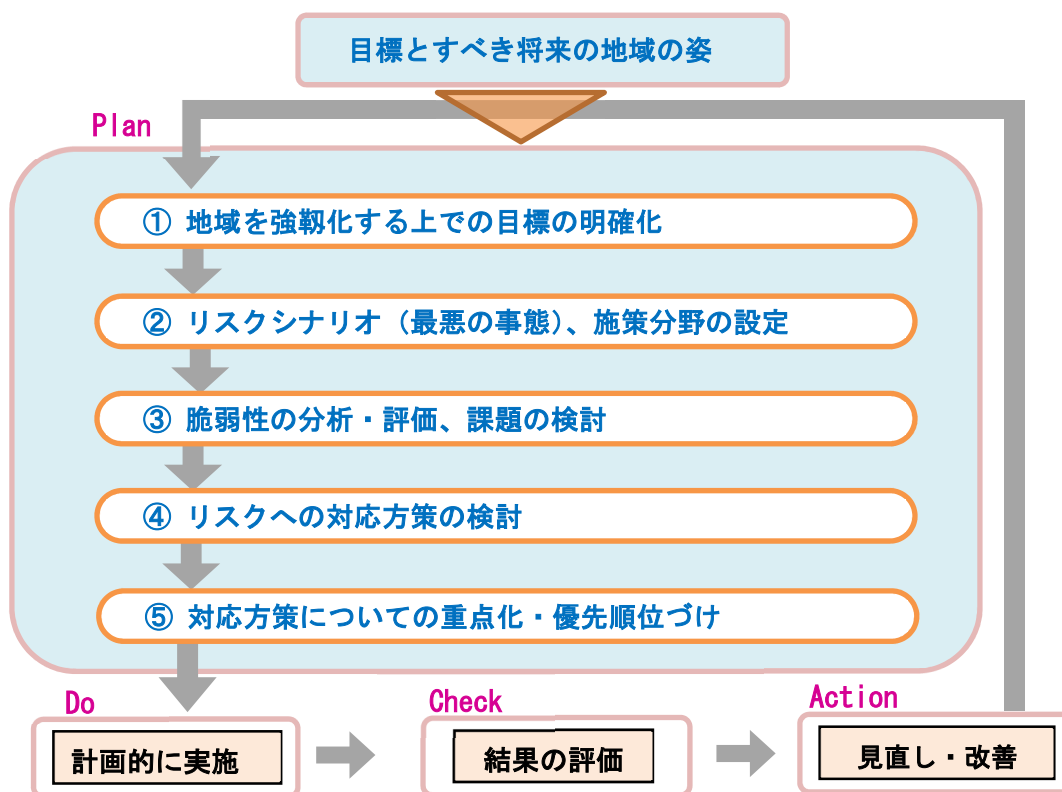
計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもとで、各部局間の相互調整を図るとともに、各種団体との連携を密にし、一丸となって取り組むものとします。

また、必要に応じて、「東広島市地域強靱化計画審議会」等において、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画の見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、本計画に基づく国土強靱化施策の推進を図ります。

2 計画の進捗管理と見直し

本計画による強靱化施策を着実に推進するため、各施策・事業の達成状況や進捗を適宜検証して進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返して、プログラムの見直しを適切に行うものとします。

なお、本計画は、他の分野別計画における本市の国土強靱化に関する指針として位置づけているものであることから、地域防災計画をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとします。



附属資料

1 東広島市地域強靱化計画策定の過程

(1) 東広島市地域強靱化計画審議会

● 東広島市地域強靱化計画審議会委員名簿

(50 音順、敬称略、◎会長、○副会長)

委員氏名	所属、役職等
石田 満彦	中国電力ネットワーク株式会社東広島ネットワークセンター 所長
大原 一也	東広島商工連絡協議会 専務理事
荻野 宏之	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 事務所長
佐々木 利倫	西日本電信電話株式会社広島支店 設備部長
重政 英治	広島県西部建設事務所東広島支所 支所長
◎ 海堀 正博	広島大学大学院（先進理工系科学研究科） 広島大学防災・減災研究センター 教授・センター長
○ 高橋 幸夫	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 会長
寺井 雅和	近畿大学（工学部建築学科） 准教授
今田 亨（R2. 9. 1～R2. 10. 31） 中崎 浩二（R2. 11. 1～）	西日本旅客鉄道株式会社西条管理駅 管理駅長 西日本旅客鉄道株式会社西条駅 駅長
西生 健康	東西条地区住民自治協議会 副会長
牧尾 良二	公益社団法人広島県トラック協会広島支部東広島分会 分会長
三好 真史	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所 所長
安井 千明	芸陽バス株式会社 代表取締役社長
山田 謙慈	一般社団法人東広島地区医師会 会長
勇木 清	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター 院長

● 審議経過

開催日	審議事項
第1回 令和2年10月1日	(1) 会長・副会長の選出について (2) 東広島市地域強靱化計画の目標・リスクシナリオの設定について
第2回 令和3年1月29日	(1) 東広島市地域強靱化計画（案）について ・第1回東広島市地域強靱化計画審議会での意見について ・今後のスケジュール ① 第2回審議会の審議内容を計画（案）に反映 ② 東広島市議会への報告について ③ パブリックコメントの実施について パブリックコメントの意見を踏まえて、最終案を作成 ④ 第3回東広島市地域強靱化計画審議会の日程 (2) 計画（案）の内容について 「東広島市地域強靱化計画（案）」 「東広島市地域強靱化計画概要版（案）」
第3回 令和3年3月30日	(1) 東広島市地域強靱化計画（案）について ・第2回東広島市地域強靱化計画審議会及び審議会後の意見について ・パブリックコメント実施結果について パブリックコメントにおける提出意見の内容及び提出意見に対する市の考え方 ・計画（案）の修正について

● 東広島市地域強靱化計画審議会規則

東広島市地域強靱化計画審議会規則をここに公布する。

令和2年5月15日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市規則第40号

東広島市地域強靱化計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市地域強靱化計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、東広島市地域強靱化計画の策定（その変更を含む。）に関する事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この項において「法」という。）第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長又は職員
- (2) 広島県の知事部局の職員
- (3) 広島県警察の警察官
- (4) 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）の役員又は職員
- (5) 公共的団体の役員
- (6) 自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、前条第2項各号に掲げる要件に該当しないこととなったときは、解嘱され、又は解任

されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査し、又は検討させるため必要があるときは、その議決により、検討会を置くことができる。

2 検討会の組織及び運営に関する事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) パブリックコメント（意見公募）

● パブリックコメント実施結果

1 目的・背景

本市では、大規模災害等のリスクに備えるための安全安心な地域・経済社会の構築を目的とした「東広島市地域強靱化計画」の策定にあたり、この度、市民の意見を広く求めるため、次のとおり、意見公募（パブリックコメント）を実施した。

2 実施期間

令和3年2月17日（水）～令和3年3月16日（火）

3 応募資格

次のいずれかに該当する方

- ①市内に住所を有する方
- ②市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ③市内の学校に在学する方
- ④市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ⑤当該計画の案に関し利害関係を有する方

4 実施方法

計画案を東広島市ホームページに掲載。また、危機管理課、各支所地域振興課、各出張所、各生涯学習センター、各図書館、各地域センター、各福祉センターに関係書類一式を備え付けるとともに、東広島市電子申請システムにて実施。

5 意見提出者数及び意見数等

(1) 意見総数 16件（うち2件に関して計画案を修正）

(2) 提出者数 個人5人

(3) 年代別

年代	人数
30代	1
50代	1
60代	1
80代	1
不明	1

(4) 地域別

地域	人数
西条	3
豊栄	1
不明	1

2 用語解説（50音順）

用 語		解 説
あ	I C T	Information and Communication の略。情報通信技術のこと。
	アーカイブ	重要記録を保存・活用すること。
	飲料水兼用耐震性貯水槽	常時は水道管路の一部として機能し、地震等の非常時には消火用及び飲料用として貯留水を利用できる水槽。
	E S C O事業	Energy Service Company 事業の略。省エネルギー改修等により、光熱費や減価償却費用等のコスト削減を行う事業。
	応急給水拠点	地震、渇水及び配水施設の事故などにより、水道による給水ができなくなった場合に、被害状況に応じて受水槽や給水車により、飲料水を給水する拠点。
か	感震ブレーカー	地震時に設定以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める機器。
	緊急消防援助隊	平常時においては、それぞれの地域における消防の責任の遂行に全力を挙げる一方、国内において大規模災害が発生した場合には、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動する全国の消防機関相互による援助体制。 大規模災害発生に際し、県知事からの応援要請に対し消防組織法第 24 条の 3 に規定する消防庁長官の要請（同法改正後は指示も含む。）により、被災地に出動し、被災市町村長の指揮のもと、活動することを任務としている。
	クラウド化	企業や官庁などの情報システムで、自社内・庁内に機器を設置して運用してきたシステムを、ネットワークを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する方式に移行すること。
	下水道 B C P	リソースが相当程度被災した場合を想定して、既存の地域防災計画等における発災後対応計画を検証し、発災後の対応手順（非常時対応計画）、事前対策計画、訓練・維持改善計画等を策定し、下水道機能の継続、早期復旧を図るための計画。

用 語		解 説
さ	災害時帰宅支援ステーション	災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。 帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等。
	砂防堰堤	土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、貯まった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節する施設。
	自主防災組織	地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織のこと。
	J V (ジョイントベンチャー)	特定の複数の主体が互いの利益の増進を目的に契約を結び、資金や人材、設備などの経営資源を出し合って、あるいは相手方への利用を許諾することにより、共同で事業を営むことを指す。
	ストックマネジメント計画	下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら、リスク評価等により優先順位づけを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を効率的に・計画的に実施することを目的に施設管理を最適化した計画。
	スマート I C	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ (I C) 。通行可能な車両 (料金の支払い方法) を、 E T C を搭載した車両に限定している。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、従来の I C に比べて低コストで導入できる。
	スマートハウス	I T (情報技術) を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅。具体的には、太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器、家電、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、 C O 2 排出の削減を実現する省エネ住宅のこと。
た	耐震性貯水槽	地震等の非常時には消火用として貯留水が利用できる耐震性を有した水槽。
	タブレット端末	コンピュータ製品の分類の 1 つで、板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面 (タッチパネル) になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品のこと。

用 語		解 説
	地域防災マップ	自然災害に対して、被害が予測される区域や、指定避難場所等の防災情報を記載した居住地域ごとの地図。
	地域防災リーダー	防災に関する知識及び技能を有する者として、市が認定した者。
	地域マイクログリッド	バイオマスなどの地産地消型再生可能エネルギーの導入を促進させるとともに、地震や台風などの災害により停電が発生した場合には、平常時は電力会社等と繋がっている送配電ネットワークを切り離し、地域単独のネットワークに切り替えることで安定的に電力の供給ができる、災害時にも活躍するシステム。
	治山堰堤	森林内の溪流に治山を目的として設けられる小規模な治山ダム。
な	内水浸水	降った雨が、河川にたどり着く前に地域で溢れて浸水する状態のこと。
	二次救急	24 時間いつでも入院や手術が必要な患者を受け入れることができる救急病院のこと。
は	ピクトグラム表示	言葉を使わなくても情報を伝えられる単純化した視覚記号。
	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
	福祉避難所	避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者に配慮した市町村指定の避難所。
ま	みなし浄化槽	水洗トイレからの汚水のみを処理する単独処理浄化槽をいい、平成 13 年 4 月から施行された改正浄化槽法によって、みなし浄化槽の新設が禁止され、新たに設置できるのは浄化槽のみとなった。
や	要配慮者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者。
ら	ライフライン事業者	電気、ガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設を運営する事業者。
わ	ワンストップサービス	1 つの場所で、異なる複数のサービスが受けられたり、多様な商品を購入できたりすること。

東広島市地域強靱化計画

発 行：令和3（2021）年3月

編 集：東広島市 総務部危機管理課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8-29

電話：082-420-0400 FAX：082-422-4021